

市区町村社協ボランティア・ 市民活動センターの めざすもの

今日の市区町村社協ボランティア・市民活動センターがめざすものは、「誰もがボランティア活動できる地域社会、すなわち誰も排除しない共生文化を創造すること」を使命とし、地域の「支えあう関係」や「つながりの再構築」を基盤に、多様な主体が協働して地域の生活課題を解決していくことです。

市区町村社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター

強化方策 2015

平成 27 年 8 月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国ボランティア・市民活動振興センター

市区町村社会福祉協議会
ボランティア・市民活動センター

強化方策 2015



はじめに

全社協では、ボランティア・市民活動の推進とボランティア・市民活動センターの強化を目指して、平成5年に「ボランティア活動推進7カ年プラン」を策定して以来、都道府県・指定都市・市区町村の社協とともに、取り組みを進めてきました。

2008（平成20）年に「社会福祉協議会における第3次ボランティア・市民活動推進5カ年プラン」を策定し、社協ボランティア・市民活動センターが取り組む方向性を示してきたところです。

このたび、近年のボランティア・市民活動及び社会福祉協議会を取り巻く情勢を踏まえて、全国の市区町村社協のボランティアセンターの今後のあり方を提案すべく検討を重ね、「市区町村社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター強化方策2015」を策定しました。

この強化方策は、市区町村社協でボランティア・市民活動の推進に関わる担当役職員に伝えるべく作成したのですが、社協役職員全体、さらには地域においてボランティア・市民活動や地域福祉・福祉教育などの推進に関わる様々な立場の方々にも共有していただきたい内容であると考えています。

本強化方策が、様々な形で活用され、市区町村社協ボランティア・市民活動センターの一層の発展に役立てられることを期待しています。

chapter 1. 強化方策のねらい 6

- (1) これまでのプランの策定の経緯 6
- (2) 強化方策策定の目的 7

chapter 2. ボランティア・市民活動をめぐる
これまでの経過と現状 8

- (1) ボランティア・市民活動をめぐる環境のこれまでの経過 9
- (2) ボランティア・市民活動をめぐる現状 13
 - ①多様化・複雑化・深刻化する地域の生活課題 13
 - ②多発する災害 14
 - ③ボランティア・市民活動の広がり 16
 - ④制度側からのボランティア・市民活動への期待(2015年改革) 18
- (3) ボランティア・市民活動の理念的な変化 21
 - ①「ボランティア」の捉え方の変化 21
 - ②「市民活動」の広がりの変化 23
 - ③当事者参加の重要性 23

chapter 3. 市区町村社協ボランティア・
市民活動センターがめざすもの 24

- (1) 市区町村社協ボランティア・市民活動センターの課題 24
- (2) 社協が運営するボランティア・市民活動センターの強みとは 25
- (3) ボランティア・市民活動センターのボランティアコーディネートの変化 26
- (4) 市区町村社協ボランティア・市民活動センターのめざすもの 26
- (5) 市区町村社協ボランティア・市民活動センターの当面の取り組み 27

chapter 4. 具体的な取り組みを実現するための7つのポイント 28

- ポイント1 社協組織内での認識の共有化 29
- ポイント2 相談を受け止めてつなぐ 31
- ポイント3 協働相手へのアプローチ 32
- ポイント4 相互理解の促進 34
- ポイント5 協働による取り組み 36
- ポイント6 人材づくり 38
- ポイント7 体制の構築 39

chapter 5. これからの社協ボランティア・
市民活動センターのすがた 40

chapter 6. 協働事例 42

- 事例① 荒川ボランティアセンター(荒川区社会福祉協議会) 42
- 事例② ごちゃまぜネットワーク(新潟市社会福祉協議会) 44
- 事例③ 地域円卓会議(茨城NPOセンター・コモンズ) 46

《参考資料》 50

- (参考1) これまでのプランの概略(第1次7カ年プラン～第3次5カ年プランまで) 50
- (参考2) 都道府県・指定都市社協VCの役割と取り組み、全社協VCの役割と取り組み(第3次5カ年プランより) 54
- (参考3) 「全社協 福祉ビジョン」「社協・生活支援活動強化方針」におけるボランティア・市民活動の位置づけ 57
- (参考4) 社協VC及び社協の把握するボランティア数について 65
- (参考5) ボランティアに関する社協の歴史 66

強化方策のねらい

(1) これまでのプランの策定の経緯

1993（平成5）年4月14日に告示された『国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針（福祉活動参加指針）』を受けて、広く、社会的にボランティア活動を振興するために、全国社会福祉協議会（以下、全社協）の全国ボランティア活動振興センターは「ボランティア活動推進7カ年プラン」〔1993（平成5）年〕を策定し、20世紀中に達成すべき目標、課題、戦略を明らかにしました。

全社協は、7カ年プランを中央社会福祉審議会地域福祉専門分科会において提案として報告し〔1993（平成5）年5月26日〕、その内容は、同年7月29日の審議会意見具申『ボランティア活動の中長期的な振興方策について』に大きく取り入れられました。

その後、阪神・淡路大震災〔1995（平成7）年〕でのボランティア活動の拡大と特定非営利活動促進法〔1998（平成10）年〕が成立した後に第2次5カ年プラン〔2001（平成13）年〕が、団塊の世代が定年を迎える前に第3次5カ年プラン〔2008（平成20）年〕と、その時代の潮流に添った形でのボランティア・市民活動のあり方を提言してきました。

そして、今、本格的な超高齢社会に突入し、制度の中でもボランティア・市民活動が重要と位置づけられ、また我が国は東日本大震災という未曾有の災害を経験したことで、国民はあらためてボランティア・市民活動の力を再認識し、社会的孤立や生活困窮など喫緊の課題についても、それら多様な生活課題の解決や地域のつながりの再構築にあたっては、ボランティア・市民活動の力なくしては取り組めないことが明らかになってきています。

全社協では「社協・生活支援活動強化方針」〔2012（平成24）年10月〕において、今日の地域における深刻な生活課題や孤立の問題に取り組むには地縁型組織はもとより、ボランティア・市民活動、NPO団体との協働の取り組みが欠かせない、としています。また、「全社協福祉ビジョン2011」〔2010（平成22）年12月〕においても、「求められる変革」として、制度内の福祉サービスで対応できない（しにくい）問題に対して、制度外の福祉サービス・活動を開発実施していくことが必要であるとしています。

(2) 強化方策策定の目的

ここに提案する「市区町村社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター強化方策2015」は、これまでのプランに示されてきた基本理念を継承しつつ、今の時代におけるボランティア・市民活動への期待をふまえ、社会福祉協議会ボランティア・市民活動センターが最も重点的に取り組むべきポイントの共有化を図るものです。

社協ならではの強みをふまえたボランティア・市民活動センターのあり方を今一度確認し、各社協においては、組織の中の戦略的なセクションとしてボランティア・市民活動センターを位置づけ、社協が地域の中で必要不可欠な組織として広く認知され、住民から求められる存在となることをめざします。

特に、これまでの市民・住民に開かれた窓口としての機能を広げ、新たな地域ニーズをキャッチし、地域の生活課題として提起する役割や、地域の多様な関係機関・団体と協働して総合的な支援体制を作る役割を具体的に強化することを提案します。

なお、本「強化方策」は、社会福祉協議会のボランティア・市民活動センター（以下、社協VC）に向けた提言ではありますが、今後のボランティア・市民活動を推進する方向性としてすべての社協関係者、そしてあらゆるセクターの関係者とも共有を図っていくものです。

全社協／全国ボランティア・市民活動振興センターとしては、今後、都道府県・指定都市社協と連携しながら、重要課題への取り組みを軸に、市区町村社協VCにおける取り組みの進捗状況把握、推進のための研修事業、事例収集、取り組みに向けての支援ツールの開発を図ります。

また、全国的なボランティア・市民活動を推進する組織との連携を図り、さらに厚生労働省をはじめとする関係省庁と協働を図りつつ、社協VC活動のめざすものの具体化に向けた環境づくりや条件整備に向けて取り組みます。

ボランティア・市民活動をめぐるこれまでの経過と現状

まず、これまでのボランティア・市民活動をめぐる環境について、地域福祉分野を中心に、福祉教育や災害支援、企業の社会貢献、学校教育といったこの20～30年を振り返ります。

今、ボランティア・市民活動を取り巻く環境において、大きな影響を与えている要素として、次の4つが考えられます。

1

地域の生活課題や個人や家族の福祉ニーズが多様化・複雑化・深刻化してきたこと

2

災害が多発し、被災者支援に対する国民の意識と参加が高まっていること

3

ボランティア・市民活動に参加する対象が、子どもから高齢者、ボランティアから企業まで拡大してきていること

4

介護保険制度や、生活困窮者自立支援制度等、国の制度の見直しに伴ってボランティア・市民活動に注目が集まってきていること

その上で、社会的包摂・社会参加といったボランティア・市民活動の理念的な変化がどのように起こってきているかを見ていきます。

また、市町村社協のVCの現状にも目を向ける必要があります。

これらの課題や取り巻く環境をふまえた上で、ボランティア・市民活動は求められている状況にどのように向き合っていけばよいのでしょうか。ボランティア・市民活動を支援する社協VCはこのような状況の全体像をおさえる必要があります。

(1) ボランティア・市民活動をめぐる環境のこれまでの経過

地域福祉の施策

- ▶ 国は、21世紀の社会福祉の基盤構築のために、社会福祉基礎構造改革を実施し、2000（平成12）年には社会福祉事業法の改正が行われ、社会福祉法となりました。その中において地域福祉の推進が位置づけられました（社会福祉法第4条）。これにより、「地域住民」とともに、ボランティア活動を行う人々を含む「社会福祉に関する活動を行う者」が“地域福祉の担い手”として明確に位置づけられ、福祉サービスを必要とする人々も含め、あらゆる人々が地域社会を構成する一員として生活し、社会参加できる地域づくりが求められるようになりました。
- ▶ また、「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」が設置され、その報告書〔2001（平成13）年〕では、地域社会における社会的孤立・社会的排除の問題が指摘され、社会的なつながりの創出（社会的包摂の必要性）が提言されました。
- ▶ 2005（平成17）年には、地域包括ケアシステム^(※)が提案され、介護サービスとして地域密着型の多機能小規模施設なども登場し、住民に身近な生活圏域でのネットワークづくり、地域づくりがうたわれ、地域社会に溶け込んだ介護のあり方が志向されるようになりました。
- ▶ 2008（平成20）年には、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」が立ち上げられ、地域における「新たな支え合い」（共助）の確立が重要とされました。それは、「住民主体」「支え合い」をキーワードとして、ボランティアやNPO、住民団体など多様な民間主体が担い手となり、地域の生活課題を解決したり、地域福祉計画策定に参加したりすることである、とされました。
- ▶ 2013（平成25）年には「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」において、生活困窮者の支援は、「社会福祉協議会、社会福祉法人、NPOや社会貢献の観点から事業を実施する民間企業などのいわゆる社会的企業、民生委員・児童委員その他様々なインフォーマルな支援組織など、民間の柔軟で多様な取り組みが活かされ、国や自治体がこれをしっかり支えることで可能になる。」とされ、インフォーマルな支援の重要性が打ち出されました。

^(※) 本書における共助・互助の整理について

地域包括ケアシステムにおいては、「自助・互助・共助・公助」と整理されており、ボランティア活動は互助であり、介護保険制度等社会保障制度が共助とされていますが、本書では、「自助・共助・公助」とし、ボランティア活動等は「共助」を代表するものと整理します。

福祉教育

- ▶ 全社協に設置した「福祉教育委員会」は1982(昭和57)年に福祉教育を「憲法で第13条、第25条等に規定された基本的人権を前提にして成り立つ平和と民主主義社会をつくりあげるために、歴史的にも社会的にも疎外されてきた社会福祉問題を素材として学習することであり、それらとの切り結びをとおして社会福祉制度・活動への関心と理解を進め、自らの人間形成をはかりつつ、社会福祉サービスを利用している人々を社会から、地域から疎外することなく、ともに手をたずさえて豊かにいきていく力、社会福祉問題を解決する実践力を身につけることを目的に行われる意図的な活動である」と定義しました。
- ▶ 1990年代には、福祉教育を学校から地域へという流れが重視され、その実践推進のために体制整備・プログラム開発・人材育成が行われました。
- ▶ 2005(平成17)年に全社協が作成した「社会福祉協議会における福祉教育推進検討委員会報告書」において、「地域福祉を推進するための福祉教育とは、平和と人権を基盤にした市民社会の担い手として、社会福祉について協同で学びあい、地域における共生の文化を創造する総合的な活動である」と位置づけました。
- ▶ その後、全社協では福祉教育実践研究会を設置して、福祉教育の具体的な推進のためのプログラムづくり等を進めました。2012(平成24)年には『地域福祉は福祉教育ではじまり福祉教育でおわる』を作成しました。
- ▶ 2010年代に入って、全社協では社会的包摂をテーマとして福祉教育の研究を進め、2014(平成26)年には、『新 福祉教育実践ハンドブック』『社会的包摂にむけた福祉教育～実践にむけた福祉教育プログラムの提案～』を作成し、その普及を図っています。

災害

- ▶ 1995(平成7)年の阪神・淡路大震災は「ボランティア元年」という表現がなされたように、多くのボランティアが被災地支援にあたりました。その際、創意工夫をして多様な人・機関がコミュニケーションをとりながら、コーディネートする体制づくりをはじめたのが災害ボランティアセンターの起源といえます。その後、1997(平成9)年ナホトカ号重油流出事故において、引き続き多くのボランティアが支援活動を行い、それらを契機に制度が整備され、災害ボランティアも位置づけがなされてきました。
- ▶ 1998(平成10)年の福島・栃木水害、高知水害において、「水害ボランティアセンター」が設置され、ボランティア・市民の力をより活かすために、災害ボランティアセンターという機能が整ってきました。

- ▶ 2004(平成16)年の中越地震以降は、被災地域の自治体ごとにある社会福祉協議会(以下、社協)が中心となって災害ボランティアセンターが設置されることが一般化してきました。
- ▶ 特に、東日本大震災においては、社協がその運営主体として、全国196カ所で災害ボランティアセンターが設置されました。
- ▶ 東日本大震災以降、南海トラフ地震や首都直下地震の情報が多く出されるようになり、市民における防災・減災の意識は高まりました。また、地震だけでなく、台風、水害や噴火等、様々な災害が頻発するようになり、被災地では災害ボランティア活動が行われることが国民に定着するようになりました。
- ▶ その災害ボランティアセンターの運営を被災地にある社協が担い、地域防災計画の中に、ボランティア活動については社協との連携をうたうものが増え、行政とともに災害ボランティア活動の基盤整備が進んできているところです。

企業の社会貢献

企業の社会貢献に対する姿勢も、時代とともに変遷してきました。

- ▶ 1980年代に、日本企業が海外進出をはかる中で、コーポレートシチズン(企業市民)という言葉が使われるようになりました。
- ▶ 1990年代になると、企業の芸術文化支援として「メセナ」活動が広がりました。
- ▶ 2000年代には、企業の社会的責任「CSR(Corporate Social Responsibility)」が注目され、大企業にはCSRを推進する部門が設置されることが珍しくなくなりました。
- ▶ そして2010年代となって東日本大震災における企業の取り組みは、企業の職員自らが被災地でのボランティア活動に関わるなど、これまでの企業の関わり方から一層の広がりを見せてきています。また、CSRに代わる新しい概念として、CSV(Creating Shared Value: 共通価値の創造)という社会課題の解決と企業の利益、競争力向上を両立させ、社会と企業の両方に価値を生み出す取り組みが広がりつつあります。地域の生活課題(ニーズ)を把握してその解決に寄与するために自社の強みを活かして、その価値を地域に還元する取り組みなどが行われ始めています。

学校教育

- ▶ 学校教育におけるボランティア活動に関係する大きな流れとして、次のような理念の変遷があります。
- ▶ 2001（平成13）年に学校教育法・社会教育法が改正されました。社会教育法では青少年に対し、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励がうたわれました。
- ▶ 2002（平成14）年には中央教育審議会において、「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」が答申されました。そこには、奉仕活動等に対する社会的気運の醸成、国民の奉仕活動・体験活動を推進する社会的仕組みの整備、18歳以降の個人が行う奉仕活動等の奨励・支援、といったことが書かれました。
- ▶ また、ゆとり教育の導入と廃止が福祉教育の推進などに大きな影響を与えています。知識重視型の教育を経験重視の方針に切り替え、2002（平成14）年度に施行された学習指導要領による教育で具体的に実践されました（学習内容、授業時間数を3割減、完全週5日制、総合的な学習の時間の新設、「絶対評価」の導入等）。
- ▶ 同じく、2002（平成14）年の学習指導要領におけるゆとり教育の総合的な学習の時間の新設により、福祉教育の学校における活発な展開が期待されました。
- ▶ 2006（平成18）年に教育基本法が改正され、「生涯学習」が教育に関する基本的な理念として規定されました。これにより、学校がめざすべき「生涯学習社会を担う児童生徒の育成」についての二本の柱が明らかになりました。一つは、「生涯学習能力の育成、生涯にわたって学び続ける力の育成」、もう一つは「社会の形成者として必要な資質能力の育成、学びの成果を公共のために活かす力の育成」というものです。
- ▶ 2008（平成20）年の教育再生会議の最終報告書において、ボランティアや奉仕活動を充実し、人、自然、社会、世界とともに生きる心を育てることが盛り込まれました。
- ▶ しかし、ゆとり教育が学力の低下をもたらしているという指摘がされるようになると、2008（平成20）年には、いわゆる「脱ゆとり教育」へと方向転換し授業量を増加させた学習要領が実施されることとなりました。この新しい学習指導要領では知・徳・体のバランスが重視され、道徳教育や体験学習の重要性が強調されました。

(2) ボランティア・市民活動をめぐる現状

① 多様化・複雑化・深刻化する地域の生活課題

現代日本においては、少子高齢化、単身世帯の増加、ライフスタイルの多様化といったことに伴い、家族機能の低下、人間関係の希薄化、地域社会におけるつながり・支えあいの機能の弱体化、地縁型組織の役員（民生委員・児童委員、老人クラブの会長、自治会・町内会長等）の担い手の不足、が明確になってきています。

さらに近年では、リーマンショックに端を発した長期的な不況や雇用不安、また東日本大震災をはじめとする大規模災害など、先行きの見えない不安を抱えるような状況が続いています。また、制度の狭間にある生活課題や、制度だけでは支えきれない生活課題に対し、適切なサービス・関係機関につながらない、あるいは社会資源そのものが存在しないという状況、このような状況に対する周囲の無関心あるいは排除しようとする心理的状況等もあります。これらが複雑に影響し合い、社会的孤立を背景とする多種多様な地域の生活課題が生まれています。

【社会的孤立を背景とする、もしくは孤立化を促進してしまう「要因」】

制度の狭間や外にある生活課題、ライフスタイルの多様化、
家族機能の低下、地域社会の脆弱化、
個人情報への過剰反応、将来への不安、居場所のなさ、他者への無関心、
社会的孤立者への差別・偏見、災害時の避難…… etc.



【社会的孤立を背景とする、もしくは孤立化により生じる「課題」】

生活困窮者、ホームレス、子どもの貧困、
所在不明高齢者、虐待、DV、消費者被害、自殺、孤立死、ゴミ屋敷、
老老介護、認知介護…… etc.

②多発する災害

2011（平成23）年3月11日に起こった東日本大震災は広大な範囲において被害をもたらし、約200カ所で災害ボランティアセンターが設置されるなど、被災者支援においてボランティア活動が大きな役割を果たしました。

そして、人々がボランティア・市民活動へ参加することにより、被災地にある課題を広く認識・共有し、社会の関心を深めることにつながりました。

災害時にボランティアが活動することの価値について、「広がれボランティアの輪」連絡会議では、東日本大震災発災後、2012（平成24）年6月に『「ボランティアの価値を伝え、ボランティアを推進していこう」～東日本大震災の災害支援ボランティア・市民活動をもとにした提言～』としてまとめています。

【発災直後の支援】

1. 共感を原動力に日常の強みを活かし、変化する課題に迅速かつ柔軟に取り組む
2. 災害や不測の事態が起きても、日常の活動を継続するために、ボランティア・市民活動団体同士の非常時の相互支援体制を日頃から強化しておく
3. 非常時には、ボランタリーセクターが、本来の使命や立場にこだわらず、自助、共助、公助の限界を超え、地域を支える役割を果たす

【復旧・復興を支える】

1. 共感を原動力に日常の強みを活かし、変化する課題に迅速かつ柔軟に取り組む
2. 常に当事者のニーズに添っているかを自ら問いただし、真の成果を生むためのプロジェクトを当事者とともに創り出す
3. 活動を新たに行った、または受け入れた人たちが活動の担い手として育つための環境を整える

【非日常から日常へ】

1. 地域住民が主体となる地域再生に向けて多様な関係者が連携する枠組みづくりを支える
2. 全ての人々が包摂される地域づくりの拠点としての居場所をつくる
3. 振り返りの場や機会を用意して活動の意義や成果を確認する
4. 地元で災害支援経験者の仲間づくりを支援し、彼らの力を防災に活かす機会を提供して、災害の経験を日常の地域につなぐ
5. 活動を支える寄付に対する報告を通じて、活動のねらいや思い、活動内容や成果をわかりやすく伝えることが、ボランティア・市民活動への理解を高め、さらなる支援を広げる

【「広がれボランティアの輪」連絡会議『「ボランティアの価値を伝え、ボランティアを推進していこう」～東日本大震災の災害支援ボランティア・市民活動をもとにした提言～』より】

また、近年の災害時のボランティア活動では、災害ボランティアセンターが被災地に設置されることで、幅広い人々が助け合い活動として被災地における円滑なボランティア活動に参加できるようになりました。その後、水害や地震の被災地において、災害ボランティアセンターの機能は試行錯誤されて進化を遂げ、災害ボランティアセンターは地元の社協が担い手（設置主体）となることが、災害時の民間の支援活動の関係者や自治体関係者間で定着してきました。

社協が災害ボランティアセンターを設置することには以下のような意義が考えられます。

【社協が災害 VC を設置する意義】

- 日常的に住民・市民と接している。
- 行政や幅広い機関・団体とも関係を構築している。
- 福祉サービス事業者として要援護者を把握している。
- 全国的なネットワークを有している。
- 民間としての機動力がある。
- これまで社協として災害支援のノウハウを蓄積している。
- そもそも使命として、地域の生活課題を把握し、解決する役割を有している。
- 閉所後は、社協の本来機能である地域福祉推進の観点から、被災者の生活支援、被災地の復興支援にあたる。
- こうしたことにより、社協が担うことの合意が、関係者で一定なされている。

【平成25年度ボランティア・市民活動支援実践研究会『社協ボランティア・市民活動センター当面の取り組みの提案』より】

東日本大震災を経験し、また、これから首都直下地震や南海トラフ地震の発生の可能性が高まっているとされる中で、地域のつながりの重要性が再確認され、ボランティア・市民活動にかかる価値観の変容が少なからず見られました。

例

- ・ 災害・防災・減災に対する大きな関心と、平常時からの支援マップづくりや助け合い活動などの取り組みの促進
- ・ 東日本大震災を契機に多くの団体が誕生したこと、被災地に事務所を常設させるなど、ボランティア・市民活動団体の強みを活かした息の長い支援の展開

など

③ ボランティア・市民活動の広がり

NPO 法人の認証数は制度制定以来、伸び続けています。

NPO 法人認証数：50,090 団体（2015（平成 27）年 3 月 31 日現在）

保健、医療又は福祉の増進を図る活動：58.5%

まちづくりの推進を図る活動：43.8%

子どもの健全育成を図る活動：43.6%

認定・仮認定 NPO 法人：725 団体（2015（平成 27）年 5 月 31 日現在）

（内閣府 HP より）

いわゆる「市民活動」の担い手は、継続した活動の維持や、より社会的な役割を果たすために組織的な活動の展開を進め、これまでのボランティア活動の枠には収まらなくなってきたのが現状です。

今後、社協 VC は企業やコミュニティビジネス、ソーシャルビジネス、社会的企業といった、これまで接点の薄かった活動主体とも積極的な関わりを持つことも必要です。また、職業上持っている知識・スキルや経験等専門性を活かしボランティア活動を展開する「プロボノ」という形でのボランティアも広がってきています。

1) 企業との関わり

企業においては、1990 年代に大企業が中心となってメセナ活動やボランティア休暇制度の設置など、ボランティアに関する機運が高まり始めました。続く 2000 年代には「CSR（企業の社会的責任）」という言葉が盛んに使われるようになり、本業とリンクしたプロジェクトなどにもボランティア活動が広がりを見せ、社員の参加も積極的に行われるようになりました。しかしながらその活動は大企業や外資系企業が中心という状況でした。

2010 年代になって、東日本大震災の被災地支援を契機に、多くの企業がボランティア・市民活動に参加をするようになり、資金より人材を重視し、本業自体を社会貢献化したり、社員が主体的な活動を開始するなど、企業の活動が大きくボランティア・市民活動に近づいてくるといって過言ではありません。

東日本大震災では、多くの営利企業が、BCP（事業継続計画）という観点だけでなく、企業の本業の強みを活かした社会貢献や、社員をボランティアとして被災地の支援活動に派遣することに加え、そのノウハウを活かした支援にも活動範囲を広げました。

これらの状況からも、社協 VC は、営利を追求する企業か否かではなく、何を目的としている企業かという認識に重きを置いて、より幅広いネットワークづくりを意識していく必要があります。

2) 福祉系 NPO・助け合い活動との関わり

2015（平成 27）年に介護保険が大きく見直され、とりわけ市町村が実施主体となった総合事業における生活支援サービスの充実が求められていますが、住民参加型在宅福祉サービスや食事サービス、移動サービスなどの助け合い活動の推進組織により構成する「新地域支援構想会議」では、「新地域支援構想」として、助け合い活動を中心とする展開を提唱しています。

助け合い活動とは、「地域社会の助け合い・支え合いの理念に基づき、その当事者である高齢者等を含め、住民・市民が参加し担う、生活支援を行うサービス・活動」としています。

その中でいう「生活支援」の具体的内容としては、「ホームヘルプサービス、食事サービス、移動サービス、外出支援、買い物支援、通いの場・交流の場（サロン、居場所、コミュニティカフェ等）、見守り・支援活動、安否確認など」を挙げています。その形態は、無償、有償・有料、地域通貨、ポイント制など様々ですが、雇用契約にもとづく指揮命令によって運用するものではない、助け合い・支え合いのシステムであり、ボランティア・市民活動との大きな共通点を持っています。

助け合い活動の担い手は、「NPO 法人、ボランティアグループ等のテーマ型組織」と「自治会・町内会、まちづくり協議会、地区社協、老人クラブ等の地縁型組織」に大別されますが、テーマ型組織も地縁型組織も助け合い活動を担う重要な組織として、区別することなく支援する必要があり、また互いに協働するべきものと捉えており、社協 VC がこれらの関係者と協働していく必要があることは明確です。

そうした協働を図る場（プラットフォーム）を、より自由に様々な団体との関係づくりを得意とする社協 VC が担っていくことも積極的に検討すべきでしょう。

3) 多様な分野別の場におけるボランティアとの関わり

NPO 法人では、法人が受け入れて活動をともにしているボランティアを労働力に換算して財務諸表の中に評価することで、活動規模をより正確に表そうという動きがあります。このように、NPO だけでなく、分野別の中間支援組織（例として、まちづくりセンター、多文化共生センター、男女共同参画センター、消費生活センター等）を通じて、学生やプロボノといったボランティアが数多く活動している実態があると思われます。

また、公民館の様々な講座などから発展したボランティア、学校支援ボランティア、企業ボランティアなど、普段社協 VC とやりとりの少ない分野にも多くのボランティアが活動しています。

今後、こういった様々な分野におけるボランティアや中間支援組織についても、社協 VC は関わりを持っていくことが求められていくことになるでしょう。

④制度側からのボランティア・市民活動への期待（2015年改革）

1) 介護保険制度の見直し（新しい総合事業）

日本は超高齢社会となり、介護保険制度も大きな見直しを迫られてきました。平成27年度の介護保険制度改正においては、NPO・社会福祉法人・民間企業・ボランティア等、多様な主体による助け合い活動や生活支援サービスの拡充を市町村が実施する総合事業に位置づけることが盛り込まれました。

ボランティア・市民活動は、これまでも自発的に多種多様な助け合い活動を展開してきましたが、制度の中でもこれが位置づけられることとなり、助け合い活動の担い手同士でもネットワークによる連携が求められ、ボランティア団体も自らの活動を充実させるためには、様々な関係者とつながっていくことが想定されます。

新しい地域づくりの推進を図る市町村では、地域資源の開発（ボランティアの発掘・養成・組織化）、介護予防・生活支援の充実（サロン・住民主体の交流の場・コミュニティカフェ等の場づくり、ゴミ出し・洗濯物の取り入れ・配食・見守り・安否確認等多様な生活支援）に取り組んでいくために、生活支援コーディネーターの配置や協議体づくりに取り組むこととなります。

これらを進めるにあたって、市区町村行政は総合事業の枠組みの中でも、ボランティア・市民活動に対する期待を寄せています。

後述の(3)2)でも触れますが、ボランティア・市民活動に関わる側としては、ボランティア活動の重要な原則である「自主性・自発性・主体性」が損われることなく、制度からの期待に対して向きあっていくことが求められます。

2) 生活困窮者自立支援

2(2)①(P.13)にあるような孤立が要因となっている生活困窮者を支援することについては、2015(平成27)年度から本格施行された「生活困窮者自立支援法」により、国としても政策の中心において対策が始まっています。

生活困窮者の支援の柱は、総合相談であり、社協がその中核を担っていくことは、2013(平成25)年度から始まっているモデル事業の実施主体を見ても明らかです。

本制度は、単に経済的困窮者への就労支援や金銭的支援にとどまらず、中間的就労や地域の中での居場所づくりなどを通して、誰もが地域や社会につながり、参加できる地域づくりが取り組みの理念の柱のひとつになっており、社協VCが住民理解や地域における社会的包摂の実現に向けて大きな役割が期待されています。

3) 「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた

国内法制度の整備と障害者総合支援法

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、2013(平成25)年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)

が制定されました。

この障害者差別解消法の目的は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することであり、これまで社協VCが進めてきた「共生の文化と人づくりのための基盤整備を進めること」にもつながっています。

今、障害の有無に関わらず、また2013(平成25)年度から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行され、障害者の地域での生活支援が一層求められている状況があります。ボランティアを行う機会が誰にとっても開かれている地域社会を構築することが社協VCに求められています。

4) 共生社会をめざした子ども・子育て関連3法の成立

2012(平成24)年8月に成立した子ども・子育て関連3法は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的としています。

その中で、地域子ども・子育て支援事業の充実を推進するにあたって、地域子育て拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受け入れ・養成の実施があげられています。また、多くの社協が実施主体となっているファミリーサポートセンター事業など、ボランティア・市民活動を通じた共生社会をめざした取り組みが目まぐるしく注目を集めています。

さらに、「生活困窮者自立支援法」の施行と関連して、貧困の連鎖や虐待の防止等の問題が注目される中、これまで多くの実践が積み上げられてきた、子どもの学習支援や若者の居場所づくりなどの現場においても、ボランティアの役割や重要性が再認識されており、社協VCとしても積極的に推進していくことが求められています。

5) 生涯現役社会に向けての施策

厚生労働省は、2013(平成25)年に「生涯現役社会の実現に向けた就労のあり方に関する検討会」を設置し、地域における中高年齢者の就労をめぐる現状と課題を整理し、企業を退職した高年齢者が「居場所」と「出番」を得られ、地域社会に貢献できるような就労を支援するための施策の方向性を検討しました。

その中では、「働く意欲のある高齢者が培った能力や経験を活かし、生涯現役で活躍し続けられる社会環境を整えていくことが必要」とし、「団塊の世代が労働市場からの引退過程に入り、サラリーマン層の多くが地域に活動の場を移しつつある中、これらの人が活躍できる環境の整備が喫緊の課題」としています。

加えて、「高齢化に加え、少子化、核家族化が進む中で、これまで家族が担ってきた子育て、高齢者に対する生活支援、介護などを社会全体で支援していく必要性が高まってきている。そのような分野で経験豊富な高齢者が現役世代の補助的な役割を担い、社会の支え手として活躍してもらうことが望まれる。」としており、ボランティア・市民活動が高齢者の社会参加の選択肢としてクローズアップされている状況にあります。

6) 学校教育におけるボランティア活動

学校の教育活動や学校の環境整備などを支援する「学校支援ボランティア」という活動が広がってきています。

地域の人と交流することによって、専門性を活かした多様な体験活動ができ、子どもの学ぶ意欲、また、たくさんの地域の人・文化に関わることで社会性、コミュニケーション能力が育成されることが期待できます。

また、地域とかがかわることで子どもたちは自分の住む町に関心を持ち、自分たちで地域の福祉課題に気づき、ボランティア活動に参加するきっかけづくりともなります。

合わせて、学校も地域に開かれた存在となり、新しい発想や工夫が教育現場にもたらされて、地域とともに歩む学校へとなることで地域の活性化にもつながっていきます。

7) 更生保護法改正に伴う保護観察対象者の社会貢献活動義務化

保護観察や犯罪予防等の更生保護の活動には、保護司等更生保護ボランティアと呼ばれる方々が、それぞれの特性を活かして活動に参加している実態があります。

更生保護法の改正に伴い、2015（平成 27）年 6 月に保護観察対象者の「社会貢献活動義務化」が導入されました。この社会貢献活動の実施にあたって、社協 VC がこうした更生保護関係者と十分な連携を図りながら、社会的包摂の観点からも住民理解や活動の場づくりに向けた調整役としての役割を積極的に果たしていくことも求められます。

8) 災害対策基本法改正における災害ボランティアセンターと

避難行動要支援者支援

東日本大震災における被災者支援地域復興においてボランティア活動や市民活動が大きな役割を果たしたことをふまえて、2013（平成 25）年度の災害対策基本法の改正において「国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進すること」について言及されました。このことにより、自治体の地域防災計画に災害ボランティアセンターの設置・運営を社協が担うことが明記されることが増えてきました。社協は災害時の災害ボランティアセンター運営について、平時から行政を巻き込んだ上で関係者とのネットワークを組んで準備をしていくことが重要となっています。

また、法改正を受けて策定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」では、災害時に避難するにあたって支援を必要とする方（避難行動要支援者）への支援にあたって、自治体は避難行動要支援者の名簿を作成し、災害時にはその名簿情報を、自主防災組織や民生委員等に提供することが明記されるようになりました。災害時の要支援者の支援に、住民やボランティアが行政と共に個人情報共有して、積極的に関わっていくことが求められています。

(3) ボランティア・市民活動の理念的な変化

① 「ボランティア」の捉え方の変化

1) 「社会的包摂・社会参加促進」

国が、「新しい公共」として、『官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、身近な分野において、共助の精神で活動すること』を提唱したのが 2010（平成 22）年のことでした。

その後、2013（平成 25）年には「共助社会づくりの推進」がうたわれ、「すべての人材が、それぞれの持ち場で、持てる限りの能力を活かすことができる「全員参加」が重要であり、自助・自立を第一としつつも、自助・共助・公助のバランスのとれた政策を検討していく必要がある。」とされました。市民が主体的に社会参加をして、社会づくりに寄与していくという考え方です。国は誰もが担い手になる社会をめざして舵を切りました。

また、誰も排除しない社会の構築をめざした「社会的包摂」（ソーシャルインクルージョン）をキーワードに、社協がこれまで推進を行ってきた福祉教育の視点も多く場面で見られることが増えてきました。

共生し、持続可能な社会を作っていこうという動きが顕著になり、そのことに共感できる人を増やしていくことが今の時代、求められているのです。

2) 「自主性・自発性・主体性」

東日本大震災では多くのボランティアが被災者支援にあたり、震災を機にあらたなボランティア活動者が生まれました。しかし、災害ボランティアセンターを通じて、被災地の泥かき等の力仕事を中心とした活動から、マンパワー（人足）としてのボランティアという捉え方や、「ボランティアの派遣」というような言葉が疑問無く使われるような場面が散見されるようになりました。さらに、介護保険制度の見直しにより、要支援者への生活支援や介護予防において住民主体の活動への期待が示されるなど、制度側からのボランティア・市民活動への期待が大きくなっています。

そのような状況を受けて、「自発性」の原則のもとで行われるボランティア活動とは何か、あらためて考え直してみる必要があります。

“ボランティアな意識”についての变化にも注目する必要があります。例えば、福祉施設等から動員型の依頼があつてそれに応える活動や、大学の単位取得のためや更生保護における対象者の奉仕活動にも、「ボランティア活動」という言葉が普通に使われている場面も見

受けられます。あらためて、「ボランティア」「ボランティアな活動」とは、自発的な意識にもとづくものであることを確認しなければなりません。(これについては4)でも述べます。)

3) 「無償性・互酬性」

ボランティア活動は無償性を原則としています。それは相手から見返りを前提にしないということです。ただし活動には交通費や実費がかかります。こうした経費をきちんと保障していくことも、ボランティア活動を持続させていく上では必要です。しかし、その前に大切なのは、ボランティア活動は一方通行なもの(サービスする側、受ける側というような関係)ではないということです。ボランティア活動をすることで学びがあります。そこにあるのは、お互い様という双方向性であり、双方が支え上手・支えられ上手になることが大事なのかもしれません。こうした支えあうことができる地域社会のことを「ケアリングコミュニティ」といいます。

例えば、サロン活動において対象者とされる認知症の高齢者や引きこもりがちな高齢者の方も、活動の中で役割を持ってもらうことで、積極的に活動に参加されるようになることがあります。誰もがボランティア活動を通じて、地域や社会に参加することができるという確信を、活動を推進する我々自身が持つ必要があります。

4) 「ボランティア」と「コミュニティサービス」

地域社会の一員としての自覚と役割を果たす活動のことを、コミュニティサービス(地域貢献活動)といいます。地域社会の一員として果たすべき責務ととらえるものであり、これは必ずしも自由意志による行為ではありません。例えば、学校で全校一斉の地域清掃活動を行うといった活動は、生徒一人ひとりの自発性によるものではありませんから、ボランティアではありません。地域の美化活動に参加することで、地域社会の一員としての役割を果たすことの必要性を学ぶという教育的な行為です。ですから、ノルマもあり評価の対象にもなります。こうした活動をコミュニティサービスといいます。

しかし、日本ではこれらの活動も含めて「ボランティア」と称してしまうため、生徒たちの中には「無償でやらされる活動がボランティアなのだ」といった誤解を生んでしまうことがあるのです。コミュニティサービスを通して社会の一員としての市民性を身につけながら、やがて本人の自発的な意志によるボランティア活動へとつなげていくことが大切です。

また低額な報酬があったり、会員制度の支え合いの仕組みは「住民参加型福祉サービス」とされています。最近ではコミュニティビジネスも盛んになっています。

② 「市民活動」の広がりの変化

市民活動といえば、かつては体制や行政と対峙しての運動というイメージが強かったことがありましたが、今日の市民活動は「対話の場」として社会変革を働きかけていくように変化をしてくれています。市民活動により目の前に存在する課題に個別に対応し、解決していく取り組みを通じて、社会の仕組みがより良い方向に変わっていくことを働きかけてきています。

また、特定非営利活動促進法の施行〔1998(平成10)年〕により、市民活動は法人化して実施できるようになって17年が経ちました。財政面でも強化され、活動は継続的になり、拡大してきている状況があります。

ボランティア活動では、「無償性」が前提条件になりますが、市民活動まで広げた場合、ボランティア活動と同様の目的をもって行う取り組みを、より持続可能なもの(しくみ)として実現するために、採算をふまえた活動(ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスといったビジネス形態をとるものもある)にも展開してきており、それらは広い意味で社会の課題解決に向けて取り組むボランティアな活動と言える一面があります。

VCは、前述したとおり、連携する相手(ステークホルダー)として捉える先は、営利・非営利を問う必要はなく、幅広く市民活動を捉えていく必要があります。

③ 当事者参加の重要性

子育て支援や高齢者や障害者などの地域生活支援など、いま、ボランティア・市民活動が取り組む課題は、だれにも起こり得るものであり、自分事として捉えることができるものです。まちづくり等でも言われるように、誰もが主体となって関わるのが重要です。ボランティアがボランティアをする人、受ける人という関係ではないことは、「互酬性」のところでも述べたとおりです。

特に明確な課題を解決に向けて取り組むにあたっては、当事者の参加が欠かせません。

ボランティア・市民活動の展開には、様々な方面から「当事者」である人の参加を得て進めていくことをこれまで以上に意識していく必要があるのではないのでしょうか。

市区町村社協ボランティア・市民活動センターがめざすもの

(1) 市区町村社協ボランティア・市民活動センターの課題

社協 VC の置かれる状況は、変化しています。

95.7%の社協には VC の機能がありますが、自治体からの補助金等は自治体の財政難に伴って減少している状況があり、ボランティア・福祉教育関連事業費の財源確保に苦慮している社協 VC が多くあります。一方で、東日本大震災以降、災害ボランティア活動の推進については、気運が高まっている傾向があります。

人材の面では、VC の職員は多くが兼任職員です (74.3%)。

兼任の中で、多くの事務局業務に追われて、社協 VC として必要とされる事業展開が思うようにいかないという声もよく耳にします。

社協 VC 外の環境としては、社協とは運営が別の NPO 支援センター等の設置が進み、社協 VC の立ち位置や役割・機能が不鮮明になってしまったり、センターが複数存在することから市民がわかりにくいという状況も出てきたりしています。

また、社協組織内での VC の位置づけについては、制度と直結していないことや事業成果が見えにくい等の理由から他部署より相対的に低く捉えられているというケースもあるといます。

こういった市区町村社協 VC を取り巻く厳しい状況をふまえて、本強化方策では、センターがめざすものを明らかにし、重要課題の取り組みについて提案をしていきます。

※数字はいずれも「2012年社会福祉協議会活動実態調査」の結果による。

(2) 社協が運営するボランティア・市民活動センターの強みとは

- ▶ 社協 VC は、地域の新しいニーズをキャッチして先駆的に取り組む、いわば社協活動のフロントとしての役割が期待されています。
- ▶ 社協として取り組むことは難しいが、“ボランティア・市民活動センター”や“ボランティアセンター”の看板を使うことによって、できることの範囲が広がります。
- ▶ ニーズキャッチの力を積極的に活かし、生まれ続ける地域の生活課題にいち早く気づき、それを社会的に明らかにして地域に提起していく役割を、社協 VC は担います。
- ▶ そのために、社協 VC は様々な活動組織と接点を持ち、地域全体を配慮しながら、幅広い関係者と積極的な協働関係を作っていくことが重要です。
- ▶ 都市部を中心に運営主体は多様化し、同一自治体の中に、複数のセンターが存在するケースも散見される状況があります。
- ▶ 多様な主体が運営するセンターの中で、市区町村の「社会福祉協議会」が運営するボランティア・市民活動センターの強みとして、以下のような要素が考えられます。

(組織・社会資源)

- 住民・市民に身近な存在であり、地域住民から信頼されている。
- 社協として全国的なネットワークを有する。
- 行政や地縁型組織、民生委員・児童委員、NPO、ボランティアグループ、学校、企業など、多種多様な機関とつながりやすい。

(事業)

- 住民・市民や団体を巻き込んでいくことができるので、住民が抱える様々な課題や地域の情報を把握できる。
- 社協の様々な活動とも連携し、個別対応ができる。
- 地縁型組織とテーマ型組織など、課題に応じ関係機関同士を結び付けることができる。
- 子どもの学習支援や、高齢者・障害者への生活支援サービスなど、制度外であっても社会的に求められている事業に取り組みやすい。新たな事業が展開できる。
- 災害時には災害 VC の中核を担い、切れ目なくきめ細かく被災者支援・復興支援ができる。

(スタッフ)

- 事業成果が数値化しにくいですが、やりがいのあるポジションで仕事ができる。
- 多種多様な人、機関と協働することの楽しさがある。

(財源)

- 公共性が高いため、行政の公費(補助金)を期待できる。
- 共同募金との連携がはかりやすい。
- 住民・市民の立場に立った活動を展開できるので、住民会費や寄付を得られる。
- 企業や財団等の多様な関係機関とつながりやすいので、民間の助成金を得やすい。

【平成 25 年度ボランティア・市民活動支援実践研究会『社協ボランティア・市民活動センター当面の取り組みの提案』を参考に作成】

(3) ボランティア・市民活動センターのボランティアコーディネートの変化

「ボランティアコーディネーター」と聞くと、問題やニーズの把握・受け止め・明確化に始まり、ボランティア活動にかかわる方針やプログラムの策定、活動導入支援という、ボランティア活動の需給調整をイメージされがちですが、今日の社協 VC がコーディネーターする範囲はより大きく広がってきています。さらに最近ではプログラムの開発や評価、活動資金の調達や広報、運営管理のアドバイスなどマネジメント能力も求められています。

また、様々な立場の人が社会参加することが、社会のつながりの再生には不可欠です。ボランティア・市民活動は、誰もが社会参加ができるということを実現し証明できる機能を持った活動です。ボランティアセンターは、そのための場づくり、プログラムづくりやコーディネーターを行うことをその役目としています。

現場のボランティアコーディネーターは、活動のつなぐ先、場づくりに苦心をすることが多いと思います。発想を切り替えて視野を広げ、誰もがボランティア活動をする機会が開かれており、どんな分野にもボランティア・市民活動に参画できる人がいることに確信を持つことが重要です。

(4) 市区町村社協ボランティア・市民活動センターのめざすもの

社協 VC を取り巻く環境や社協 VC の強み、存在意義をふまえると、市区町村社協 VC のめざす姿は、地域の生活課題に対して、地域の支え合う関係やつながりの再構築を基盤にして、多様な主体が協働して解決をめざしたボランティア・市民活動のためのセンターであることと考えます。

今日の市区町村社協ボランティア・市民活動センターがめざすものは、「誰もがボランティア活動できる地域社会、すなわち誰も排除しない共生文化を創造すること」を使命とし、地域の「支えあう関係」や「つながりの再構築」を基盤に、多様な主体が協働して地域の生活課題を解決していくことです。

(5) 市区町村社協ボランティア・市民活動センターの当面の取り組み

めざすものを具体化するために、その地域の状況によってカスタマイズをすることが必要ですが、社協 VC を取り巻く環境や社協 VC の強み、そしてこれまで整理してきた「社協ボランティア・市民活動センターの使命と役割」をふまえて、今、市区町村社協 VC は以下の項目を重要課題として取り組みます。

あらゆる人の社会参加を支援

- ①豊かな福祉観、排除しない共生文化の創造に向けた福祉教育の展開、活性化
- ②社会的孤立をはじめとする深刻な地域の生活課題に向き合うボランティアグループ・NPO 等の支援
- ③学校等を通じて見える福祉課題の共有、課題を抱える世帯の子どもの居場所づくり支援、学習支援ボランティア等の育成、支援
- ④生活困窮者への中間就労支援活動や刑余者の社会参加支援活動等の推進

協働の推進

- ⑤地域住民、地域の関係機関・団体、外部支援者とともに運営する災害ボランティアセンターの構築
- ⑥社会福祉施設との一層の連携（地域の生活課題の共有、“地域公益活動”への取り組みに向けた支援・連携、福祉人材の養成支援）
- ⑦多様なニーズをキャッチして、それに対応しうる関係機関・団体との顔の見える関係づくり、中間支援組織（NPO 支援センター、まちづくりセンター、多文化共生センター、男女共同参画センター、消費生活センター等）との連携・協働
- ⑧地縁型組織とテーマ型のボランティア・市民活動団体とのつなぎ、協働の促進（サロンを通じた協働の場の提供等）
- ⑨企業（社会貢献部門）と関わりの促進、働きかけ

組織基盤の強化

- ⑩ボランティアコーディネーションや福祉教育を担う住民・市民の育成、地区ボランティアセンターの設置促進
- ⑪各種事業を推進していくための資金づくり（共同募金、ファンドレイジング、社会福祉法人の地域公益事業等）

具体的な取り組みを実現するための7つのポイント

具体的な取り組みを実現するための7つのポイント

POINT 1 社協組織内での認識の共有化

1

社協組織内での VC セクションの位置づけとその特長の再確認
社協組織内での各部門・各機能との連携・協働により、VC の機能強化を図る

POINT 2 相談を受け止めてつなぐ

2

相談を受け止めてつなぐ VC
誰もがボランティア活動できるボランティアセンターに

POINT 3 協働相手へのアプローチ

3

取り組むべき地域の生活課題の見極め
互いの特徴を知る

POINT 4 相互理解の促進

4

協議の場を作る、そのためには協議の場に出ていく（顔の見える関係づくり）
情報の発信
課題の共有化

POINT 5 協働による取り組み

5

具体的なテーマ・地域の生活課題の解決に向けた協働事業
組織間の使命・役割をふまえた「協働のルール」設定

POINT 6 人材づくり

6

社協 VC 職員に求められる能力と職員養成に必要な視点
地域で活躍する・活躍が期待される多様な人材

POINT 7 体制の構築

7

社協ネットワークを活かして広域支援を行う
多様な関係機関・団体と協働して総合的な支援体制をつくる

具体的には、5年程度を目安にこれらの取り組みを計画していくことが望ましいと考えます。

POINT 1

社協組織内での認識の共有化

社協 VC が掲げる「地域の生活課題を協働的に解決されていくことをめざして、『活動の開発やコーディネート』、『学びの機会とネットワークづくり』に取り組む」ことを実現するために、社協 VC の当面の取り組みとして、まずは社協組織内での VC セクションの位置づけ、特長について認識の共有化を図る必要があります。

社協組織内での「VC セクションのあり方」について、VC 担当職員だけでなく全職員が認識の共有化を図ることで、VC セクションの強みを認識・再確認することができます。また、VC セクションの強みを活かすことで、社協組織内連携を進めることが可能です。

1. 社協組織内での VC セクションの位置づけとその特長の再確認

① VC セクションの位置づけ

「地域に開かれた社協のフロントであり、動く広告塔であること」

- ・社協組織の中で最も市民に近い位置にあり広く開かれた場である。
- ・「住民参加・協働」による地域福祉を進める、社協の第一線のセクションである。
- ・外部接点との「フロント」として多様な活動を受け止め、理解し、支援するとともに、属性や活動分野を越えて様々な機関・組織を結びつける「結節点」としての役割を発揮することが求められる。
- ・VC が市民に向けて広く開かれることによって社協の存在が地域に周知される。その意味で VC は社協の広告塔である。

② VC セクションが持つ3つの「特長」

- I. 「新たな地域ニーズ・地域の生活課題をいち早くキャッチすることができる」
- II. 「地域の関係者をつなぎ、活動の輪を広げることができる」
- III. 「出会いの場・協働を生み出すことができる」

I. 「新たな地域ニーズ・地域の生活課題をいち早くキャッチすることができる」

- ・常に新たな地域ニーズをキャッチし、市民活動（組織）への支援や協働を生み出す開拓的なセクションである。
- ・「新しいニーズをキャッチして先駆的に取り組む」べきセクションである。
- ・ニーズキャッチの力を積極的に活かし、地域の生活課題にいち早く気づき、それを社会的に明らかにして地域に提供する役割がある。
- ・住民自身が身近なニーズに気づいて寄り添い、そこに専門職が連携をしていくことも重要。

II. 「地域の関係者をつなぎ、活動の輪を広げることができる」

- ・組織においては「テーマ型組織（NPO 等）」と最も接点の濃いセクション。

- ・社協 VC としての特性を活かし、かつそれを強みとしてボランティア・市民活動の発展に大きく貢献していくことが求められる。

Ⅲ. 「出会いの場・協働を生み出すことができる」

- ・様々な思いや背景を持った市民が日常的に集い、顔の見える人間関係がつけられる中で情報が行き来し、気づきや学び、そして協働の芽が生まれる。出会いと学びと協働を生み出す場を社協 VC がつくる。
⇒「点を線に、線を面につなぐことで、重層的なボランティア・市民活動の輪を創造することができる。」



< 取り組みを進めるためのヒント >

社協組織内での VC セクション認識の共有化を進めるためには、日頃からの情報提供・共有に加えて VC セクション(担当職員)からの社協組織内への積極的な働きかけが必要です。具体例を挙げれば、VC セクションの事業計画、月間行事、活動報告等の「見える化」、情報提供の工夫(職員回覧の工夫等)、組織内での勉強会の企画などがあげられます。

2. 社協組織内での各部門・各機能との連携・協働により、VC の機能強化を図る

組織内で「VC セクションのあり方」について認識の共有化をすることで、VC セクションの強みを認識・再確認することができます。この VC セクションの強みを活かすことで、社協組織内連携を進めることが可能です。

一例をあげると、福祉サービス利用支援部門などで受けた相談を、必要に応じて VC と共有することで、支援の可能性を広げることにつながります。また、VC で受けた相談に対してもボランティアと専門職が協働することが必要な場合も多く、その場合、他部署と連携することが重要です。さらには、VC 側からの働きかけによる社会参加プログラムの構築や、逆に生活困窮者支援担当部署で扱う個別ケースから連携していくケースも考えられます。

このように組織内の生活困窮対応等のセクションをはじめとした地域福祉活動推進部門、福祉サービス利用支援部門、在宅福祉サービス部門などの機能と連動させて、VC の機能強化を図っていく方策を整備することも重要です。

POINT 2

相談を受け止めてつなぐ

社協 VC の相談機能の特長は、制度によらない様々な活動につないで、柔軟に対応できることです。社協 VC が掲げる、「誰もがボランティア活動できる地域社会を構築すること」という理念は、ボランティア活動やボランティアによる支援を希望し来所される方々に対して、既存の活動や登録されているボランティア団体・個人のマッチングを行うだけでは実現できません。

この理念を実現していくためには、社協 VC に来所していただける方々だけではなく、時には地域へ出向き(アウトリサーチ)、地域の様々なニーズを受け止め、新たな活動の開発やコーディネートを積極的に行っていくことが必要です。

また、ボランティア活動を希望する人、ボランティアに支援を求めている人にとっての「学びの機会の提供」や地域の様々なニーズを多様な関係者と協働的に解決していくためのネットワークづくりに取り組む必要があります。

そのためには、積極的に情報発信をしていくことも重要です。

1. 相談を受け止めてつなぐ VC

「誰もがボランティア活動できる地域社会」を構築するためには、ボランティア活動に対しての問合せや要望があった際に、例え現状では対応が難しい場合でも、安易に断っては実現することなどできません。また、一見するとその相談内容が社協 VC で対応すべきものではないと感じることがあるかもしれませんが、ボランティア活動を希望しているその人自身が何らかの課題を抱えているかもしれません。

このように様々な問合せや要望を寄せられる社協 VC であるからこそ、「相談を受け止めてつなぐ VC」であることが、次の展開に進むきっかけになるのではないのでしょうか。



< 取り組みを進めるためのヒント >

断らない VC を意識化するためには、日々の業務を定期的に見直し、振り返りを行うことが重要です。その際、漠然と見直し振り返るのではなく、チェックリストなどを作成し、活用することも有効な手段の一つです。

(チェックリストの一例)

- 社協 VC の業務にあたってマニュアルで制約を作りすぎていないか。
- 社協 VC が持つ既存のメニューを前提に、問合せや要望に対応していないか。
- マッチングが難しい場合や、問合せや要望の内容が一見社協 VC で対応すべきものではないように感じた時に、何もせずに断ってはいないか。
- ボランティア活動を希望している人を選別していないか。

etc…

2. 誰もがボランティア活動できるボランティアセンターに

ボランティアセンターの看板を掲げる以上、ニーズ側からのアプローチだけでなく、ボランティアをしたい人の希望や関心がおおそかにならないようなセンターもめざすべきです。誰でもボランティアができるセンターをめざすには、受け皿を確保するための働きかけも同時に仕掛けていく必要があります。当事者が参加できる環境づくりも意識的に行うことが重要です。

居場所づくり、CSR の推進、福祉教育(社会的包摂)も同時に仕掛けていくべきではないのでしょうか。

POINT
3 協働相手へのアプローチ

地域において様々な生活課題が混在している中、社協 VC が取り組むべき地域の生活課題を見極めるためには、これまでの地域において社協 VC が果たしてきた役割を再確認するとともに、地域のまちづくりを担う様々な活動にも目を向けなければなりません。その際、一般的には営利企業が事業を開拓する際に行う、「マーケティング戦略」の視点を参考に地域の生活課題を洗い出し、社協 VC が取り組むべき生活課題を整理することも効果があります。

また、社協 VC 事業を推進していく上で、社協の使命である「福祉のまちづくりの推進」を実現するためには、地域のボランティアのみならず「まちづくり」に関係するあらゆる主体との協働が不可欠です。

1. 取り組むべき地域の生活課題の見極め

・マーケティング戦略の視点 (例)

社協 VC の守備範囲内の地域から見えてくる生活課題、現状の取り組み、考え得る社会資源、関係性を把握していないと、社協 VC が地域の関係者と協働して取り組むべき地域の生活課題の見極めはできません。

(把握すべき事項)

- 地域の生活課題 →「いつ (When)」、「どこで (Where)」、「だれが (Who)」、「何を (What)」、「なぜ (Why)」、「どのように (How) 困っている」を課題ごとに整理する (5W1H)
- 現状の取り組み →整理した生活課題に対して、現状の取り組みを把握する
- 地域の社会資源 →地域の生活課題を解決するために、社協 VC 自身も含めた地域に点在する社会資源を把握する (例：市内の学校等の教育機関、種別ごとの福祉施設の数、行政機関の種類、地域貢献に取り組んでいるボランティア団体・NPO・企業とその内容等)
- 地域の関係性 →地域における社協 VC の役割、認知度、協働し得る関係者とのこれまでのつながり等 etc...



<取り組みを進めるためのヒント>

VC 事業に限らず組織は事業計画に基づき活動を行っています。その事業計画を立案・実行していくためには下記の6つのステップを踏むことが必要であり、この6つのステップを再確認することで、社協 VC が地域の関係者と協働して取り組むべき地域の生活課題を見極めるためのヒントにもなります。

- ステップ①：理念・目的の明確化
- ステップ②：地域状況の分析と自社協の人的・物的資源の分析
- ステップ③：自社協が活動すべき領域及び取り組むべき活動の確認
- ステップ④：マーケティング戦略の組み立て (地域ニーズ・対象、事業、競争及び協働の可能性)
- ステップ⑤：具体的な事業計画の立案・準備・実行・修正
(誰が、どのような手段で行うか、予算は、自社協の役割は、等々)
- ステップ⑥：事業評価

2. 互いの特徴を知る

社協 VC が地域の生活課題の解決に向けた具体的な活動計画の策定に移る際に、活動を行っていく上で協働相手となる地域の関係者を視野に入れる必要があります。その際にはまず、社協 VC 及び想定される協働相手の強み・弱みを把握し、協働することのメリット・デメリットを事前に検討した上で、協働相手へのアプローチの必要性、アプローチの方法を検討することが重要です。

(把握すべき事項)

- 社協 VC 及び想定される協働相手の強み・弱みとは何か
- その生活課題に対して社協 VC は、何を提供できるのか
- 社協 VC は協働相手に何を求めているのか
- 協働することで何が生まれるのか

etc...



<取り組みを進めるためのヒント>

社協 VC が活動を推進していく上で、社協 VC 自身及び協働相手の強み・弱みを客観的に把握し、共有することは、課題解決に向けた活動を円滑に進めていくだけでなく、地域全体で「福祉のまちづくり」を考える際の重要な情報になります。この強み・弱みを客観的に整理・把握する一つ的手段として、例えば SWOT 分析があります。

SWOT 分析とは、目標を達成するために組織や個人の活動計画や事業計画等において、外部環境や内部環境を強み (Strengths)、弱み (Weaknesses)、機会 (Opportunities)、脅威 (Threats) の4つのカテゴリーで要因分析し、資源の最適活用を図る経営戦略策定方法の一つです。

(サンプル図)

		SWOT 分析	
		好影響	悪影響
内部環境	・ここに強みを入力	S	W
	・ここに弱みを入力		
外部環境	・ここに機会を入力	O	T
	・ここに脅威を入力		

SWOT 分析で強み弱みを整理・把握した上で、相手とどのような協働ができるのかを考えていきます。

POINT
4 相互理解の促進

社協 VC が取り組むべき地域の生活課題を整理し、社協がやるべきことや協働相手が明確になると、すぐにでも活動を始めてしまいたいと思うのは当然のことですが、その前に協働相手との相互理解ができているかを確認する必要があります。この相互理解をしないままに活動を始めてしまうと、互いの思い違いや課題に対するアプローチに差異が生まれてしまい、協働のメリットが活かされないまま活動を進めていくことになってしまう場合があります。

1. 協議の場を作る、そのためには協議の場に出ていく（顔の見える関係づくり）

協働相手との相互理解促進を図るためには「協議の場を作る」ことが必要ですが、この協議の場を作るためには、担当者レベルはもちろんのこと、組織間で「顔が見える関係」ができていることが前提となります。そのためには、地域の様々な行事や協議の場に出ていき、活動をともにすることで事前にお互いの顔が見える関係づくりを行う必要があります。

- ・ 協働相手を知るためには、相手のミッション・活動内容を知ることから始める。
 - ・ 地域の行事や協議の場、協働相手が開催する勉強会、セミナー等に積極的に参加することで、相手を知ることができ、「顔の見える関係づくり」のきっかけをつくることできる。
 - ・ 社協 VC が主催する勉強会、セミナー等に参加を呼びかけ、相手から社協 VC を知ってもらうことで相互理解促進につながる。
- ⇒協働相手との相互理解の促進を図るためには、何より「顔の見える関係づくり」が大前提。そのためには、お互いを知る協議の場をつくる、協議の場に出ていくことが必要である。

＜取り組みを進めるためのヒント＞

社協 VC が地域の様々な関係者と協働して事業を推進するメリットを考えると、以下の2つがあげられます。

- 社協が普段アプローチできていない人々・団体とのつながりを得たり、互いが持つ人的資源・財源を相互に活用できる。
- 得意分野を活かしてそれぞれの組織が役割を担えば、個々の組織の負担は軽くなり、市民にとってはより質の高い支援が保障される。

2. 情報の発信

様々な課題に取り組み、解決していくには、情報の収集、ニーズの把握、ボランティア意識の向上、広報活動の強化を図ることも重要です。

VC は地域の動く広告塔としての役割も担っていく必要があります。

3. 課題の共有化

「顔の見える関係づくり」ができ、協議の場を持つことができたなら、お互いの共通理解を得るために「課題の共有化」を行う必要があります。「課題の共有化」を行うことで、課題を解決するために必要な活動、協働することのメリットを確認することができ、具体的にどのような形で協働するかを協議することができます。

(課題の共有化)

- ・ それぞれの立場・視点から見た「課題」とは何か。
- ・ 協働して取り組むべき「課題」とは何か。
- ・ 「課題」に対するそれぞれができるアプローチの方法とは何か。
- ・ 協働することで何ができるか、どのような方法が考えられるか。

etc….

⇒お互いのミッション・活動内容を知り、「顔の見える関係づくり」を行うことで、スムーズな課題の共有化、協働の方法を探ることができる。



＜取り組みを進めるためのヒント＞

地域の生活課題に対して、関係者との協働した活動を行う場合、担当者レベルの意思疎通はもちろんのことですが、組織間の相互理解、課題に対する共通認識を持つことが必要になります。

そのためには、協議の議事録・議事要旨を作成し記録を残すことで、目に見える形でお互いに共有することができ、思い違いや課題に対する共通したアプローチを行うことができます。

POINT
5

協働による取り組み

協働相手との相互理解を行った上で、協働による取り組みを実施する際には、地域の生活課題の解決に向けた具体的なテーマの設定を行う必要があります。具体的なテーマを設定し内外に周知することで、様々な関係者に地域の生活課題を認知してもらうことができ、多様な協働へ発展する可能性が広がります。

1. 具体的なテーマ・地域の生活課題の解決に向けた協働事業

- テーマ設定にあたっては、地域において、自組織が今のどのようなことを課題として認識しているか、課題解決のためにどのような対策を必要としているか、広く関係者に投げかけることにより、より具体的にしていく必要がある。
- 地域の状況によっては社協が一手に推進・支援を担う場合もあるが、活動推進・支援組織が複数存在する地域では、それらの組織が協働してボランティア・市民活動を推進するための総合的な地域の支援体制をつくる必要がある。



<取り組みを進めるためのヒント>

居場所づくり、サロンづくり、活動者への支援、身近な相談支援の場、中間的就労につながる居場所などを切り口に協働事業を展開することができます。

2. 組織間の使命・役割をふまえた「協働のルール」設定

- 協働をより効果的に進めていくためには、組織間で目標や事業推進上の役割分担・事業評価・費用負担等についてのルールを取り決め、それに則って事業が実施される必要がある。
- 協働は組織間に共通の目的や課題があり、協働することが効果を発揮しうる場合に求められるものである。目的が達成されれば解消される関係もある。



<取り組みを進めるためのヒント>

共通した地域の生活課題を解決するために、組織という枠組みを超えた多様な協働を行う際の一つの手段として、組織間や個人が集える「連絡協議会」という形があります。この「連絡協議会」を組織することで、課題の共有化や組織間の協働のあり方の確認を円滑に行うことができ、協働相手との連帯感などが生まれます。しかし、事務手続き等の作業が増えることや事業を行う上で会計処理を整理する必要があるなどのデメリットもあります。

<社協 VC が協働することの意義>

- ・ 社協 VC は、多様な組織との接点を持っているからこそ、公益性が確保されています。そのことが社協として地域全体を配慮しながら、幅広い関係者との連携・協働を推進することを可能としています。
- ・ これまで、社協 VC はその公益性を背景に、地縁型組織、テーマ型組織、当事者組織、福祉施設、保健・医療等の専門組織、行政等、地域内の多様な組織と接点を持ってきました。その協働の相手や事業の広がりがあるからこそ、社協活動の原点に福祉があることを銘記し、協働する多様な組織・団体や地域に対し、課題を抱えた人や支援を必要とする人を支え、代弁する福祉的な視点の共有化に向けて、積極的に働きかけていくことが求められています。

POINT
6

人材づくり

地域の生活課題の解決に向けての連携やプログラム提案等、マネジメントができる人材の養成を計画的に行うためには社協 VC 職員の人材養成も計画的に行う必要がありますが、地域で活躍する・活躍が期待される多様な人材にも目を向け協働を呼びかけていかなければなりません。

まず社協 VC としては、「社協 VC 職員に求められる能力」を把握し、育成段階ごとに達成目標となる指針（評価基準）を設定することが重要です。人材養成に必要な視点として、将来像を明記した中長期的な計画とやりがいの獲得、モチベーションを持続できる短期計画の異なる 2 つの視点が必要です。

1. 社協 VC 職員に求められる能力と職員養成に必要な視点

社協 VC として、社協 VC 職員に求められる能力を把握し、各育成段階ごとに達成目標となる指針（評価基準）を設定するためには、まず地域において社協 VC が果たすべき役割を認識しなければなりません。そして、その役割を果たすために必要な社協 VC 職員としての能力は何か、どういう視点で職員を育てるかを自組織内で検討し、社協 VC 全体で共有することが必要です。

（職員養成に必要な視点）

- ・将来像を明記した中長期的な計画とやりがいの獲得、モチベーションを持続できる短期計画の必要性
- ・それぞれの能力を高めるための実践経験
- ・日々の業務のリフレクションを職員全員で共有できる体制構築
- ・自由な発想と柔軟な想像力を培うための職場環境への取り組み



< 取り組みを進めるためのヒント >

社協 VC 職員に求められる能力を自組織内で検討する際に、「何をするための、どのような能力か」を明確にしながらか検討を行うことで、イメージがわきやすくなり全体の共有が容易になります。

（例）・小さなニーズを逃さない「洞察力」

- ・率先して地域の生活課題に取り組む「行動力」
- ・地域での支えあう仕組みを作る「企画力」
- ・地域住民や様々な関係者を結ぶ「調整能力」
- ・温故知新の考え方を基礎に、柔軟な発想を培う「学習力」

etc…

2. 地域で活躍する・活躍が期待される多様な人材

また、社協 VC 職員だけではなく、地域で活躍する・活躍が期待される多様な人材についても、積極的な交流を図り、お互いの特性・強みを活かすことができる協働のあり方を模索することで、ボランティア・市民活動が持つ強みと地域の『助け合いの精神』とをつなぎ、互いを活かし、地域の生活課題を協働的に解決することをめざします。そのためには、以下のような視点で地域の多様な方と「顔の見える関係」をつくるのが大切です。

- ・ VC 事業を通して関わるすべての人材に目を向ける
- ・地域の行事、催し物などでの積極的な交流をはかる
- ・地域の生活課題に対して、意見交換・問題意識を共有する
- ・お互いの特性・強みを活かした協働のあり方を模索する

POINT
7

体制の構築

社協 VC が掲げる「めざすもの」（P24 及び P26 参照）を実現するためには、地域における総合的な活動推進・支援体制（しくみ）の構築が不可欠です。その中で、社協 VC は地域のプラットフォーム（多者協働の場）としての役割を担うことができる組織の一つとして、社協が有するネットワークを活かしての広域支援、市町村域を超えた支援体制の整備などが求められています。

1. 社協ネットワークを活かして広域支援を行う

- ・社協はすべての市区町村、都道府県、指定都市及び全国段階に設置され、ボランティア・市民活動推進のための全国的なネットワークをもっている唯一の民間組織です。これによって、ボランティア・市民活動組織等に対して広域の協働活動の支援、研修機会の提供、情報提供、さらには連絡組織の組織化支援など重層的な支援が可能となっています。社協 VC は、社協ネットワークを自らの強みとして積極的に活用し、行政区域に縛られない効果的な活動支援を展開していく役割が期待されています。
- ・県内のブロックや複数市町村等の単位で連携をするような、市区町村域を超えた支援体制が有効となる取り組みもあります。

2. 多様な関係機関・団体と協働して総合的な支援体制をつくる

- ・将来の市民参画型福祉社会に向けて一層の活動支援を図るためには、より開かれた厚みのある支援体制が必要と思われます。社協は長年の活動実績の中で、民間財源や公費を調達する力量を蓄えてきており、社会福祉や保健・医療・福祉の専門機関とのつながりを持っています。社協 VC はこの社協の財産を活かし、多様な関係機関・団体と協働して総合的な支援体制を構築するための土台を用意し育てることが期待されています。



< 取り組みを進めるためのヒント >

- ・社協 VC は協働を促進する社協の要と位置づけ、そのためのプラットフォームを提供し、ボランティア・NPO・企業等との協働に積極的に取り組む。
- ・得意分野を活かしてそれぞれの組織が役割を担えば、個々の組織の荷は軽くなり、市民にとっても質の高い支援が保障される。社協 VC は、個々の推進・支援組織が出会い、互いに学びあい、協働できる場づくりを、公益性を発揮して担っていくことが強く期待される。
- ・新たな介護保険制度における総合事業では、社協 VC に生活支援コーディネーターや協働体を設置することについても、地域の理解を得ながら、検討を行うことも考えられる。
- ・様々な協働体やプラットフォームを代表する関係者を人選して、社協 VC の運営委員会をつくる。また、理事会にボランティア・市民活動推進の担当理事を置く。

これからの社協ボランティア・市民活動センターのすがた

- ◆社会資源の開発をすすめます（プラットフォームのメンバーを増やす）。
- ◆社協のフロントとして、福祉以外の他分野を含めた幅広い協働体のマネジメントに積極的に関わります。
- ◆課題の多様化に対応するため、分野に特定されることなく、様々なボランタリーな活動が一緒になって取り組んでいく場（プラットフォーム）を作ります（多者協働の場）。
- ◆活動主体・組織の営利・非営利ではなく、地域の生活課題の解決に協働できるあらゆる社会資源をステークホルダーとして位置づけ、働きかけます。
- ◆福祉的な視点を地域で共有して広げていく立場から、地域にある他分野の中間支援組織に積極的に働きかけていきます。
- ◆地域の総合的な活動推進・支援体制（しくみ）の構築に向けて、人材育成に投資します。
- ◆共同基金の活性化を含め、地域の財源づくりに取り組みます。
- ◆市町村域のみならず、より身近な地域での協働の場づくりをすすめます。

具体的な協働の例

- ・高齢化社会において、生活支援を担う助け合い活動の団体との協働
- ・生活困窮の問題において、様々な制度や社会資源が関わっての漏れの無い支援のための協働
- ・災害ボランティアセンターの運営における協働
- ・日常生活圏域における専門職と住民活動の協働
- ・地域包括ケアシステムや介護保険地域支援事業等、様々な既存の協働体との役割分担
- ・地域円卓会議

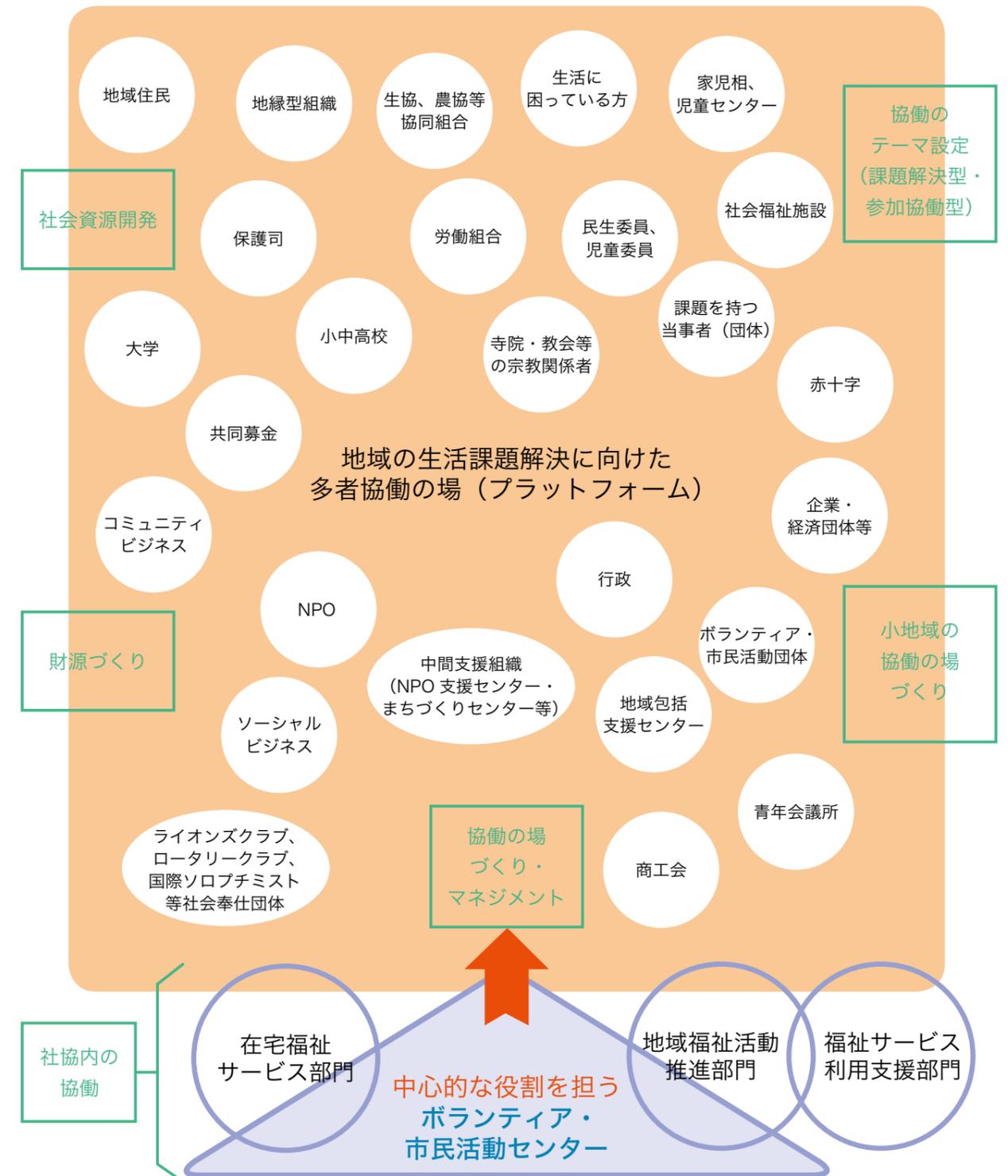


多者協働の場（プラットフォーム）づくり

社協 VC は、内外関係者との連携の枠をさらに広げて、地域の生活課題の具体的解決に向けた多様な人々の新たな参加のプログラムを生み出すプラットフォームづくりを推進します。

多者協働の場（プラットフォーム）づくりをすすめる社協ボランティア・市民活動センター

地縁型のボランティアもテーマ型のボランティア・市民活動も、営利・非営利を問わず、関わることのできる多者協働の場。「福祉のまちづくり」の“当事者”すべてが関係者となることのできる。関係者が一緒になって課題解決のための機能を作っていく。



事例①「荒川ボランティアセンター」

荒川区社会福祉協議会

荒川区と荒川ボランティアセンター

●荒川区

人口 208,439人(外国人15,869人) 108,118世帯

高齢化率 22.5% 47,085人(23区中5位)

面積 10.20km²

町会・自治会が活躍しており、120の町内会がある。人情味のある下町だが、家族構成の核家族化・単身化や、住宅環境の変化(長屋式→高層マンション)により、新住民も増え隣に住む人の顔が分からないという状況も生まれている。

●荒川ボランティアセンター

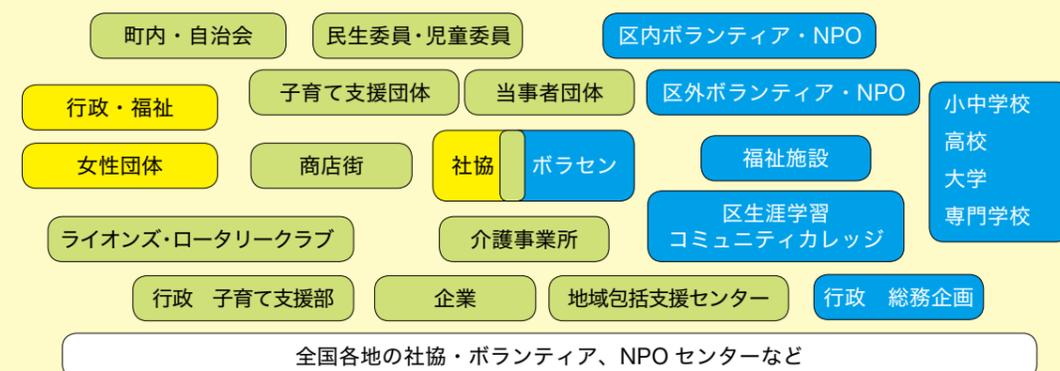
荒川ボラセンの体制

地域ネットワーク課に所属し、課長1名、ボラセン担当は、常勤(センター長を含む)2名、非常勤1名体制。ボランティア事業以外に区受託事業である手話講習会、通訳派遣業務も担当。小地域福祉活動を担う地域コーディネーター、おもちゃ図書館担当職員など、同じ場で連携をしながら事業を実施。また、ボラセンの分室として団塊世代の地域デビューを支援する地域活動サロンふらっと・フラットに非常勤2名を配置。

荒川ボラセンの特徴

社協がおもちゃ図書館、障害者就労支援、高齢者、障害者施設等の多様な事業を実施しており、また、社協地域ネットワーク課の中にあることで、ボランティアのみならず多様なニーズを持った人・多様な活動を担っている人が来所したり情報をキャッチしやすい等の強みがある。

協働・連携のネットワーク



事務局の役割

傾聴と共感、常に化する地域のニーズを敏感にキャッチし、みんなに伝え情報を共有する、ネットワークする、新たなプログラムの創設、柔軟に考え行動することを意識しながら、活動の主役は、ボランティア、地域住民であり、私達職員は、一緒に歩むパートナーである。

大切にしていること

- アナログで顔と顔を合わせてつなぐ、つながる「思い」を伝える、伝え合う
- 情報は、人が持ってくる。たくさんの集まった情報やニーズは、ボラセンで囲いこまずに、地域住民・ボランティア・関係機関・行政に伝え、共有する
- まずはリンクする～互いを知る、情報の共有と交換ができる緩やかなつながりをつくる
- ネットワークする～目的を同じにし、それぞれの強みを活かし、win-winの関係の中で協働する 一緒に取り組むことに楽しみを感じるように
- いきあたりばちりで進める
相談は断らない！計画に無いことでも、必要である場合は受け止め柔軟に取り組む努力をする
- できない理由を考えるのではなく、どうすればできるのかを考える
- いつも高くアンテナを張り巡らす
ネットワーク力があればあるほど、アンテナを高くすることができる
- 職場内のネットワークは、みんなで意識化する

ネットワークから生まれたもの(活動)・生み出したもの(活動)

- 子育てに関わる団体・機関のネットワーク
 - ・「子育て支援ネットワーク会議」
行政は縦割りとなっているため、初めて互いの事業を知る機会となった(年2回開催)
 - ・「35(産後)さぼネット in あらかわ」
大学・地域住民・行政・社協のネットワークにより生後6か月までの赤ちゃんの居るご家庭をサポート
 - ・「みんなの実家@町屋」
子育て支援
 - ・「子ども村:ホットステーション」
学習支援だけではなく「子どもの居場所づくり」

事例②「ごちゃまぜネットワーク」

新潟市社会福祉協議会

新潟市と新潟市社会福祉協議会

●新潟市

人口 803,039人 329,575世帯（平成27年4月1日現在）
 高齢化率 26.6% → 30.4%（将来推計人口 平成37年予想値）
 単身高齢者世帯 45,573世帯（平成27年3月末現在）
 高齢者のみ世帯 80,046世帯（平成27年3月末現在）
 合計特殊出生率 新潟市 1.32 全国 1.43（平成25年）
 面積 726.10km²
 平成19年本州日本海側初の政令指定都市（8つの行政区）

●新潟市社会福祉協議会 組織（平成27年4月1日現在）

本部⇒3課11係体制
 区 ⇒8区社協+40介護事業所

●新潟市社協における「ごちゃまぜネットワーク」の運営体制

地域福祉課ボランティア・市民活動支援センターに事務局を置き、事務を担っている。
 情報交換会等の企画立案には、登録団体も参加している。

「ごちゃまぜネットワーク」とは？

介護保険制度の開始にともない、制度に当てはまらないサービスへのSOSが寄せられてきた。解決には自分たちだけの力では限界があることから地域住民や団体等と顔を合わせ、それぞれの団体が何ができるかを知ることから誕生。

平成13年	第1回	「助け合い活動団体情報交換会」
	第3回	オブザーバーで行政参加
	第6回	市長参加（33団体）※その後も随時参加
平成17年	第12回	「ごちゃまぜネットワーク」へ名称変更 ※13市町村合併
平成18年	第13回	団塊の世代に向けたイベント
	第15回	100団体登録
平成25年	第19回	現在83団体登録

協働・連携のネットワーク



※「相談される方の利益を重視した連携」がネットワークのルール。

事務局の役割

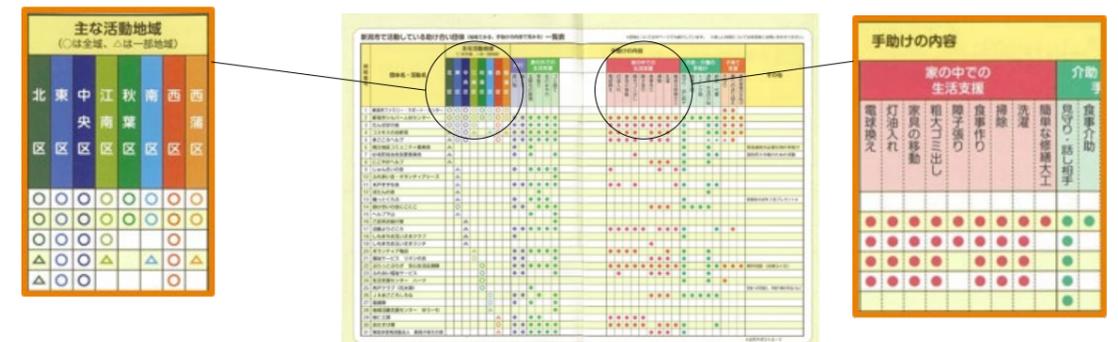
- ①仕掛けと環境整備
 - つながる目的を明確に声掛けをしていく
 - ・手段が目的にならないよう、毎回目的を共有
 - 参加すること、つながっていることのメリット
 - ・国の最新情報や団体の新しい情報が共有できる
 - ・経験豊かなスーパーバイザー的なメンバーの参加
 - ・修了しても井戸端会議ができるような環境整備
 - 活動のモチベーションアップのために
 - ・市長や行政担当課長等の出席→最後にコメント
 - ・実践報告の場をつくる
 - 情報交換会の活用
- ②地域資源のコーディネーター
- ネットワーク団体と関係機関、行政、企業とつなぐ
- ③時代やニーズに合わせた変化や広がり

大切にしていること

- 相談される方の利益を重視した連携をとっていく
- 行政に対しての要求の場としない
- 代表はつくり、対等な関係を大切にする（お客様ではなく「場」をともに創る仲間）
- 多様性を認め画一化しない
- つながりで参加者を増やす

広がりのための工夫

（一例）「どの団体が」「どの区で」「どのような助け合いをしているか」見渡せる工夫



ネットワークから生まれたもの（活動）・生み出したもの（活動）

「子育て助け愛ねっと」「住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会」「安心支え合いネットワーク」「ごちゃまぜネット福祉移送懇談会」という活動分野ごとのネットワーク。

事例③「地域円卓会議」

茨城 NPO センター・コモンズ

茨城県と茨城 NPO センター・コモンズ

●茨城県

人口 2,917,596人 1,128,820世帯
高齢化率 26.1%
面積 6,095.84km²

●茨城 NPO センター・コモンズとは

会員 約 200名 職員 7名 (うち円卓会議にかかわる職員数2名)

ミッション：COMMONS とは誰でも出入りできる場。その場づくりを通じて心の壁、組織の壁を越えてともに課題を解決していけるような橋渡しをする。

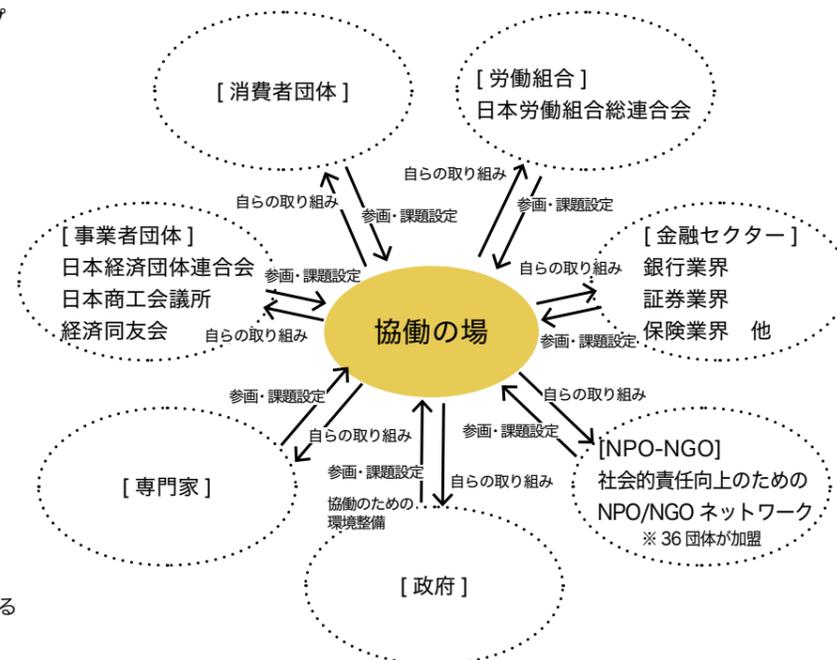
「地域円卓会議」とは？

安全・安心で持続可能な未来に向け、事業者団体、労働組合、NPO・NGO などの広範な主体が参画し、政府だけでは解決の難しい課題に対し、参加主体が自ら行動することで解決していく枠組み。平成 21 年 3 月、政府、事業者団体、労働組合、NPO、消費者団体、学者等の発起人の署名により設立以降、政府はメンバーの一員として参画。

協働・連携のネットワーク

協働にいたるステップ

- 課題の関係者が互いの考えや取り組みを知る
- その課題の当事者であることの確認
- ともにテーブルについて協議することの確認
- 何らかの取り組みで協力することの確認
- 具体的に何をし、どう役割分担するか決める



事務局の役割

各セクターからキーパーソンに集まってもらえるように、各業界の人と顔の見える関係をつくること。複数のセクターが関心を持ちそうなテーマを選び、そのテーマに関する先進事例の情報なども収集しておく。始まる前に、会議の趣旨やゴール、他の協議者の顔ぶれを伝えておき、目的意識を持って出席し本音で話してもらえるような場づくりを心掛ける。会議のあと、発言の中から少しでも次につながるアクションを起こして灯が消えないようにする。

円卓的協働の仕掛け方

●パターン 1

事業テーマ（地域課題）があり、それにかかわりそうなキーパーソンに集まってもらう。（現状共有はしやすいが、協働につなげるには新たな事業の企画力がある）

●パターン 2

多様なメンバーに集まってもらい、そのメンバーで協働できる事業を考え、組み立てる。（関心が重なるテーマを選び、各組織の特性が活きる今までにない事業を作り込み、さらにメンバーを仲間にし、本気にさせる仕掛け人（グループ）がいる）

メンバーの選び方

- 業界代表などの肩書きではなく、新たな取り組みを進めるなど、自らの行動でリーダーシップをとっている人
- 自ら何か「コト」を起こした実績がある、または人脈がある人
- 話し合いやチームで目標を達成することの意義が分かる人
- 他業種の人、異性や年齢が異なる人とも対等に話ができる人
- 発想が柔軟で、人の話を聞いて自分の発想を変えられる人
- 口だけではなく、納得したら自らも行動する人
- 自らの価値観や事業へのこだわりが強すぎない人
- 個人としても地域課題への関心がある人
- NPO や協働に関心があり、現状を変えるべきと感じている人
- 熱心で行動力がある若者やチャレンジ精神のある女性は大切
- いつものメンバーとは一味違うメンバーの組み合わせが大事

テーマ・事業の選び方

- 近い将来、地域の課題になりそうなテーマ
- その問題の影響が、地域の様々な主体にも及びそうなこと
- 少しマスコミで報道され、一部の人が気にしだしているテーマ
- 行政による啓発だけでは問題解決が進んでいないテーマ
- すでに他の地域で、協働で取り組んでいる事例があるテーマ

- 地域の各主体が持っている資源（場所・人・ノウハウなど）が活かせるような事業
- すでに、一部で取り組んでいる団体があり、まわりが協力することで取り組みが発展し
ような事業
- 大きな目標への小さな一歩だとしても達成感が得られる事業
- 行政が「これに困っているの、なんとか知恵を貸してほしい」と言い出してくれると、
アイデアは出やすい

大切にしていること

- キーパーソンとの出会いを大事にする
- 何か試みている相談者の役に立ち、つながっておく
- メンバーの良い組み合わせをつくり、巻き込む
- 閃いたら、成功体験を味わえような事業をデザインする
- メンバー同士の交流を促す
- 協力者を誘い込み、輪を広げる
- 不安や壁を乗り越えることは、仲間としての一体感を増すチャンスである
- メンバーのアイデアをできるだけ活かす
- 火を消さないよう次の展開を考え場をつくる
- 協働の中心に課題を置く

広がりのための工夫

討議によって市民社会を広げる

	参加	関係	可能性	創造性
市民社会 コモンズ 貢献活動 ファインプレー	・自らを開き、 力を持ち寄る ・自らの利害を 超えられる	・仲間関係 ・お互いさま ・対等な関係	・自発的に活動 ・役割は変わる ・不安定	・様々な人が自由 な対話で新しい アイデアを 生み出せる
組織社会 本業活動 やって当たり前	・組織を守る、 閉じた関係 ・組織の利害や 責任を重視	・契約関係 ・取引関係 ・上下関係 ・競争関係	・自由は制限 ・役割は固定的 ・安定性は高い	・メンバーが固定 化しやすく新 しいアイディ アが出にくい
国 義務活動 必ず行う	・国益を重視	・権利と義務の 関係	・法に従わなけれ ばならない	・決定権を持つ 人が決まってい る

ネットワークから生まれたもの（活動）・生み出したもの（活動）

「地域円卓会議」から「フューチャーセンター」へ

	地域円卓会議	新しい 公共フォーラム	フューチャー センター
目的	決まったテーマについて協働のアイデアを創出	他セクターの人との対話を体感し、MSP ^{※1} の可能性を感じる	何かしたい人の出会いとアイデアの融合の場づくり
参加者	テーマに関係する協議者 に出席依頼	円卓に関心のある多様な立場の人	仲間や事業のアイデアを得たい多様な人
内容	テーマに応じて協働できることを議論し実践につなげる	テーマごとにグループ討議。各セクターの特徴や立場を理解しあう	その場でできたグループで複数の円卓会議を行い実践につなげる
メリット	キーパーソンが集えば何かが起こる	多くの人が参観ではなく対話を体感できる	火種 ^{※2} となる人のまわり に応援団ができ皆で協力する機運が生まれる
難点	テーマ設定とそれに相応しい協議者を集めるのが大変	火種がないと、その場限りの話にとどまりやすい	火種となる人や多様な人を集めること、実践につなげることが大変

※1 MSP…マルチステイクホルダープロセス

※2 火種…ミッションを持っている人

参考資料

参考 1

これまでのプランの概略（第1次7カ年プラン～第3次5カ年プランまで）

【第1次】

「ボランティア活動推進7カ年プラン」（1993年8月）

- 平成5年4月、中央社会福祉審議会地域福祉専門分科会が検討結果を反映した「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」を厚生省告示として出されました。
- 同じく同年7月に、中央社会福祉審議会地域福祉専門分科会が「ボランティア活動の中長期的な振興方策について（意見具申）」を発表し、参加型福祉社会の実現にボランティア活動が重要な意義を持つものとして提言されました。
- これを受けて全社協が提案したのがこの「ボランティア活動推進7カ年プラン」で、20世紀中に達成すべき目標・課題・戦略を明らかにしました。

内容

1. 基本目標

「国民の過半数が自発的に福祉活動に参加する参加型社会の実現」

2. 重点課題

- ①誰でも、いつでも、どこでも、気軽に活動に参加できる環境・機会づくり
- ②ボランティア活動への世論形成
- ③推進拠点としてのボランティアセンターづくり

3. 基本構想と実現のための施策・事業

- ①ボランティアアドバイザー、コーディネーター構想
- ②ボランティアライフサポートプログラム構想
- ③世論形成による評価の向上、社会的支援の体制づくり
- ④ボランティアセンターネットワークの整備

【第2次】

「第2次ボランティア・市民活動推進5カ年プラン」

「社協ボランティア・市民活動センター強化・発展の指針」（2001年8月）

- 平成7年の阪神・淡路大震災以降、ボランティア・市民活動は大きな広がりを見せ、平成10年には「特定非営利活動促進法」（NPO法）が制定されました。また、介護保険の創設（平成12年施行）、社会福祉基礎構造改革（社会福祉事業法の全面改正、平成12年）により、社会福祉を取り巻く環境が大きく変化をしました。
- それらをふまえて、平成13年8月に策定したのが「第2次ボランティア・市民活動推進5カ年プラン」と「社協ボランティア・市民活動センター強化・発展の指針」です。
- 「第2次5カ年プラン」は、あらゆる関係者が読んで認識できるように内外に向けて発信したもので、「強化・発展の指針」は社協ボランティア・市民活動センターの運営主体に対しての指針としてまとめたものです。

内容

1. 基本的視点

- ①ボランティア活動と市民活動の一体的推進
- ②社会的マーケットの開発
- ③自律と協働
- ④徹底した市民・ボランティア主体のセンター運営

2. 重点目標

- ①市民の主体的な力量形成
- ②身近で、楽しく、力強い活動とイメージづくり
- ③協働促進のためのルールと仕組みづくり
- ④社会貢献マーケットの形成

3. 基本構想

- ①市民の生涯福祉学習支援計画と市民活動推進者養成計画
- ②活動プログラム開発
- ③ボランティアコーディネーターの拡充と研修の充実
- ④地域協働プラットフォーム構想
- ⑤社会貢献マーケット構想
- ⑥ボランティアセンターネットワーク拡充構想

【第3次】

「社会福祉協議会における第3次ボランティア・市民活動推進5カ年プラン」
(2008年3月)

内容

●第3次5カ年プランは、より浸透させることを目的に、第2次プランよりわかりやすく構成し、社協VCとしてのアイデンティティと立ち位置を明確化することと、それを出発点にそれぞれの社協が事業展開できるように策定しました。

1. 社協VCの基本的方向（基本指針）

- (1) 長期目標：市民参画型の福祉社会の創造
- (2) 使命：①「住民参加・協働」を進める
 - ②福祉的な視点の共有化を進める
 - ③多様なボランティア・市民活動の活性化を支援する社会的な環境整備を進める
- (3) 社協VCの役割：
 - ①新たなニーズをキャッチして地域の生活課題として提起する
 - ②新たな課題に自ら先駆的に取り組む
 - ③継続的な活動への日常的な支援を行う
 - ④新たな活動組織と地縁型組織・専門職をつなぐ
 - ⑤出会い・学び・協働を生み出す
 - ⑥共生の文化と人づくりのための基盤整備を進める
 - ⑦社協ネットワークを活かして広域支援を行う
 - ⑧多様な関係機関・団体と協働して総合的な支援体制をつくる

2. 社協VCの当面の取り組み（5カ年でめざすもの）

- (1) 重点課題：①社協VCの使命・役割の共通認識化
 - ②社協におけるVCの位置づけと運営体制の強化
 - ③幅広い関係者との積極的な関係づくり
- (2) 重点課題に取り組むための具体的な目標：
 - ①－(a)VCの使命・役割についての組織的な認識の共有化
 - ①－(b)幅広いボランティア・市民活動への総合的な支援
 - ②－(a)社協組織におけるVCの明確な位置づけ
 - ②－(b)社協VCにおける開かれた運営体制づくり

- ②－(c)財源の再構築
- ②－(d)VC間の広域事業展開
- ③－(a)協働の意味と意義の再確認
- ③－(b)幅広い関係者との協働関係づくり

3. 社協VCにおける重点事業の提案

- ①災害ボランティア活動推進・支援体制づくり
- ②定年退職者等高齢者の地域活動、ボランティア・市民活動への参加促進
- ③福祉教育の地域展開の推進
- ④地域の深刻な福祉課題・生活課題に挑戦する団体の支援・協働

4. プラン推進における支援体制

- (1) 都道府県・指定都市社協VC：
 - ①市区町村社協VCへの支援業務
 - ②広域・専門的な直接サービスの提供
 - ③協働促進のためのプラットフォームの提供
- (2) 全社協VC：
 - ①情報の収集・提供
 - ②人材育成
 - ③実践研究の推進
 - ④連携の強化・拡大
 - ⑤開発／提言

参考 2

都道府県・指定都市社協 VC の役割と取り組み、
全社協 VC の役割と取り組み（第3次5カ年プランより）

プラン推進における支援体制（都道府県・指定都市／全国）

市区町村社協 VC が本プランに沿った運営体制の強化と事業展開を進めるために、広域社協（都道府県・指定都市／全国）が取り組むべき支援の基本的な方向について以下に列記する。

1. 都道府県・指定都市社協ボランティア・市民活動センター

都道府県・指定都市社協 VC は、市区町村社協 VC に対する直接的な支援活動を実施するとともに、多様な団体（行政、ボランティア団体、NPO、各種サポートセンター、企業・労組、大学、学校、マスコミ、共同募金会、助成財団等）と連携し、次の機能を強化する。

(1) 市区町村社協 VC への支援業務

公私の財源確保（VC の人件費・運営費・事業費など）、市区町村社協担当役員に対する研修や、モデル・協働事業の実施、情報提供、社協 VC のネットワーク化などにより、市区町村社協 VC を支援し、運営基盤の安定化と開発的な取り組みを促進する。

また、広域・専門的な多様な関係機関・団体と連携し、市区町村社協 VC における多様な連携・協力関係の構築を支援する。

本プランの浸透や担当役員モチベーション向上等に関わる研修、プランの具体化に向けた県版のプラン推進計画の策定や推進体制の構築など、都道府県・指定都市社協に期待される役割は大きい。

また、市区町村社協 VC 全体のボトムアップと並行しつつ、意欲のある市区町村社協 VC とともに先駆的・開拓的な事業やプラン具体化に向けた事業を協働実施する。それにより、都道府県・指定都市社協のノウハウを市区町村社協に提供することができ、都道府県・指定都市社協においても市区町村社協支援の実績を積むこととなり、それを県全体に反映させレベルアップを図ることができる。

その他、近隣市町村やブロック単位など、社協間の情報共有、協働・支援体制の強化を図る。

(2) 広域・専門的な直接サービスの提供

市区町村の枠を超えた広域の活動組織に対する支援や広域での実施が効果的な事業の推進、NPO 法人の設立・運営などに関わる専門的な支援については、関係団体との連携のもと都道府県・指定都市社協 VC として積極的に担っていく必要がある。

(3) 協働促進のためのプラットフォームの提供

防災・災害支援、福祉教育、企業・労組の社会貢献等、広域での取り組みが有効な課題については、プラットフォームによるゆるやかなつながりを構築し協働を促進する。

また、「広がれボランティアの輪」連絡会議の都道府県・指定都市版を設置することにより、広く関係者がボランティア・市民活動の社会的な意義や将来展望等について共通認識が得られる場を確保し、県・指定都市域での幅広い協力体制を確保することが必要である。

2. 全社協・全国ボランティア活動振興センター

全国ボランティア活動振興センターでは、市区町村及び都道府県・指定都市の社協 VC における本プランの推進に関わる全般的な支援と、全国レベルの多様な関係機関・団体との協働を進め、全国的なボランティア・市民活動の推進に努める。

(1) 情報の収集・提供

情報ネットワークシステムや『ボランティア情報』などの広報媒体を活用し、ボランティア・市民活動に関する全国的な情報の収集・提供機能、それを通じた推進・支援機関への業務支援を強化する。

社協グループ内における広域的な協働体制支援（市区町村及び都道府県間）のために、必要な情報提供を積極的に行う。

また、その際、ホームページ、メールマガジン等の利用を積極的に行うとともに、各市区町村社協の IT 環境の整備の支援を行う。

(2) 人材養成

第一には都道府県・指定都市社協 VC が実施する人材養成事業への支援の他、全国の社協

VC 担当職員および、中核的な災害ボランティアコーディネーター等の人材養成に取り組む。社協 VC 担当職員が互いに研さんしあい、学びあう場をつくり、社協職員としての誇りと意欲を持って業務に臨めるような場と機会の提供に努める。

その他、研修プログラム等人材養成に必要な調査研究事業を行い、その成果を都道府県・指定都市社協等に還元していく。

(3) 実践研究の推進

社協 VC の業務について、市区町村社協、都道府県・指定都市社協の担当職員の参加を得て、実践的な研究、協議を行う。

そのため、テーマを設定して、ワーキングチームを設置して進めるが、県段階、県内ブロック段階などで、様々なかたちで実践研究が行われるよう、その推進も行う。

(4) 連携の強化・拡大

都道府県・指定都市域を超えて連携して取り組むことが効果的な課題や、全国共通の課題への取り組みを進めるために、社協 VC 間の広域連携事業や共同研究を行うなど、社協 VC ネットワークを活かした事業を推進する。

また、全国的な推進機関、助成団体、企業・労組、大学・短大、各省庁のボランティア・市民活動担当部局等との連携を強化する。その際、全国的なボランティア・市民活動推進組織のゆるやかなネットワークである「広がれボランティアの輪」連絡会議の役割や活動を強化し、存在意義を高め全国的な活動展開の機運の醸成、組織的な協働体制の構築を図る。

(5) 開発／提言

全国的な課題に対し、全国レベルの関係者と連携・協働して、ボランティア・市民活動推進プログラムの開発やそのためのツールの作成、活動の場の開拓を強化する。また、地域課題や生活課題の解決、ボランティア・市民活動の発展のための基盤整備の促進に向けて、関係者間のネットワークを活かして意見集約を図り、全国組織として提言していく。

参考 3

「全社協 福祉ビジョン」「社協・生活支援活動強化方針」におけるボランティア・市民活動の位置づけ

「全社協 福祉ビジョン2011」（2010年12月）

内容

● 私たちは、社会保障・社会福祉制度そのものの強化をめざし、一方で十分に制度で対応できない問題には制度外の福祉サービス・活動の展開を積極的に進めるとともに、必要に応じて、その活動を制度に位置づけ、さらに必要な変革につなげます。私たちは、あらゆる組織・個人（社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO 法人等非営利法人、民生委員・児童委員（協議会）、ボランティア・市民活動グループ、自治会町内会等地縁組織、地域福祉推進基礎組織、老人クラブ等地縁型組織、障害者団体等当事者組織）と協働して進めます。

これらの活動は市区町村段階での取り組みとなりますが、都道府県・指定都市段階では、組織間の連携等を通し、市区町村段階の活動を支援していく必要があります。都道府県・指定都市段階の活動の推進は、都道府県・指定都市社会福祉協議会が積極的にその役割を果たします。

【重点的取り組み】

(1) 柔軟に対応できる制度内の福祉サービスの強化、確立

新たな福祉課題・生活課題にできるだけ対応できるようにするため、特に、下記の制度は、その機能拡充や柔軟な適用を図ることにより対応していきます。

- 1) 生活福祉資金貸付制度等（経済的支援を伴う自立支援）の機能強化
生活保護、雇用対策、住宅対策との適切な役割分担をしつつ、経済的支援が必要な人びとへの相談・支援、自立支援機能の強化を図ります。
- 2) 日常生活自立支援事業の拡充
自分自身で福祉サービス利用や生活管理が困難な人の増加に対応して、拡充を進めます。

3) 一時保護・緊急一時避難機能の強化

無料低額宿泊施設、更生保護施設、緊急一時保護事業等の制度を活用し、住居のない失業者、矯正施設退所者等の住居確保、虐待や暴力からの被害者等の避難、積極的な保護的支援の機能の強化を図ります。

(2) 制度で対応しにくいニーズに応える福祉サービス・活動の積極的展開

現行の制度で対象とならない、対応できないといったニーズや、制度で想定していなかった新たな福祉課題、生活課題に柔軟に対応できる仕組みとして、制度外の事業の開発・実施を進めます。

制度外の事業を実施する場合は制度を補完するという発想ではなく、社会福祉法人、NPO 法人等非営利法人、民生委員・児童委員（協議会）、ボランティア・市民活動グループ等が自発的に地域の生活課題に対応するため、互いに連携するという視点が重要です。

4) 総合的な相談・支援の実施

それぞれの専門分野は活かしつつも、あらゆる相談を受けつける（必要に応じて他につなげる）体制・支援を進めます。

5) 経済的支援（緊急的な経済援助）の実施

生活保護や生活福祉資金貸付制度等で対応しにくい緊急的な経済援助を行います。

6) 緊急支援活動の実施

制度で対応しにくい緊急の支援（介護、保育等）ができる仕組みをつくります。

7) 生活支援サービスの実施

地域社会に必要な住民参加型在宅福祉サービス（有償・有料のホームヘルプサービス）、食事サービス、移動サービス等を実施します。

8) 法人による成年後見活動の実施

財産管理のみならず、生活支援を目的とした成年後見活動の実施およびその活動を支える仕組みづくりを進めます。

- ・ 専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）による成年後見の支援
- ・ 市民による成年後見の推進と支援（市民後見人の養成と市民後見人の活動の支援を行う仕組み）
- ・ 社会福祉法人、NPO 法人等による法人成年後見の受任（地域内の法人が分担して、成年後見を担う）
- ・ 親族成年後見人への支援

- ・ 成年後見監督人等成年後見制度を支える仕組み

9) 地域密着型の福祉サービスの実施

住民・ボランティアとともに、制度内、制度外を問わず地域社会に根づいた福祉サービスの展開を行います。

福祉施設の専門機能、拠点機能を活かし、分野を超えたデイサービス、サロン、喫茶室など地域社会での関係づくりを進める活動を住民・ボランティアとともに進めます。

10) 地域社会の支えのシステム化

近隣の助け合い活動をシステム化し、要援助者にとって、安定的、継続的で安心できる仕組みをつくります。福祉課題・生活課題のある人を早期に発見し、支援することで、課題の重篤化や社会的孤立の深刻化の予防を図ることができます。

また、地域社会の支えのシステム化は、生活支援の視点と地域社会が当事者を排除することなく支えるという権利擁護の視点の2つが一線にあって、有効性を発揮します。したがって、成年後見制度、日常生活自立支援事業と一連のものとして、地域全体で取り組むことが重要です。

- ①見守り・支援ネットワーク活動
- ②ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン、喫茶室
- ③住民による相談窓口

(3) 市区町村単位での相談・調整機能の連携・総合化の仕組みづくり

11) 総合相談・調整窓口の設置

(1)、(2)の活動を基盤に、それぞれの組織が相談・調整窓口を設け、相互の連携により、サービス・活動を調整し、速やかに解決に導く仕組みをつくります。

とりわけ、社会福祉法人は自らの専門領域だけでなく、地域のニーズを総合的に受け止めることができる機能の確保を図ります。

制度による各分野の専門相談機関、連絡組織との連携とともに、制度外のサービス・活動間の連携は重要となります。その相互連携の調整や活動促進、市区町村段階の総合相談・調整窓口の運営は市区町村社会福祉協議会が積極的に役割を果たします。

(4) 制度改革の働きかけ

上記の活動をふまえ、市区町村段階、都道府県段階、国段階において、制度改革の働きかけを行います。

「社協・生活支援活動強化方針」(2012年10月)

内容

1. あらゆる生活課題への対応 行動宣言

私たちは、地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。とりわけ、経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害など深刻な地域の生活課題について、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO 団体や行政など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、その解決や予防に向けて取り組みます。

現状

- ◎生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業では、低所得者や経済的困窮者への継続的な相談支援活動を行うほか、ひきこもりや権利侵害などの深刻な生活課題に対し、地域の関係者と協働して支援を行う例も増えている。
- ◎介護保険事業のほか障害者や児童を対象とする制度サービスを実施する社協も多い。またボランティア・市民活動センター、地域福祉活動を基盤に住民参加型在宅福祉サービスや食事・移送など制度外の生活支援サービスを展開する社協も多い。
- ◎これらの事業を通じて保健・福祉・就労支援・権利擁護などの専門機関、ボランティア・NPO 団体、行政などと連携する機会も増えている。

課題

- ◎制度サービスの実施においては、制度に厳密に対応することを優先するあまり、硬直化した運用になっているきらいがある。利用者のニーズに即した柔軟なサービス提供やサービス開発などを行わないのならば、社協が実施する意義が薄れてくる。
- ◎経済的困窮者に対して自治体独自の金銭給付、善意銀行や歳末たすけあい運動等による食料品や衣料品等の支援を行う社協がある一方で、こうした事業は、社協が取り組む範囲ではないとし、支援の手段がほとんどない状況も見受けられる。
- ◎深刻な生活課題の解決の手立てを他の専門機関、ボランティア・NPO 団体と連携・協働するなどして、積極的に検討したり、新しい社会資源を開発することなどに消極的な状況も見受けられる。

2. 相談・支援体制の強化 行動宣言

私たちは、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、ボランティア活動、心配ごと相談事業及び総合相談事業などの実績を活かし、総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

現状

- ◎約8割の社協では、民生委員・児童委員や各種専門職の協力を得て「心配ごと相談事業」や「総合相談事業」、「専門相談」などの相談事業を行うほか、ボランティア相談などにおいても様々な生活支援に関する相談を受けている。
- ◎社協の相談活動においては、地域住民、民生委員・児童委員、福祉委員による小地域ネットワーク活動(見守り・支援活動等)をはじめとする小地域福祉活動と一体となった取り組みを展開し、多様な生活課題の発見や解決を地域住民と協働して行うところに特徴がある。
- ◎生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、介護保険事業や障害者福祉サービス、児童福祉施設(保育所・児童館)等の実施においてサービス利用に関する相談に対応している。さらに、地域包括支援センターや障害者自立支援法による相談支援事業の受託など制度的な相談支援を行う社協も一定程度ある。
- ◎日常生活自立支援事業においては、地域包括支援センターや福祉事務所、居宅介護支援事業所をはじめとする相談機関やサービス事業者から判断能力に不安のある認知症高齢者、知的障害者・精神障害者の日常生活上の支援についての相談が持ち込まれている。

課題

- ◎「心配ごと相談事業」など社協が様々な生活の困りごとに対する相談事業を行っていることが住民に十分に周知されておらず、どちらかという相談待ちの姿勢が多いという状況が見受けられる。
- ◎ホームページ等での相談先の電話番号表示がわかりにくい、相談時間や曜日に限られているなど、相談をしたい住民にとってアクセスしやすい環境になっていない状況が見受けられる。
- ◎個々の事業ごとに、利用者からの相談を受けニーズ把握等が行われており、社協全体での連携や情報共有が図られていないため、制度の狭間の生活課題や同一世帯に住む同居者の生活課題を見落としている可能性がある。
- ◎地域包括支援センターや基幹相談支援センター(障害者総合支援法)についても社協の相談活動の特徴を活かして展開されることによることは効果的であり、人材確保や体制整備の観点からも社協事業として実施する可能性についても検討されるべきと考えられる。

3. アウトリーチの徹底 行動宣言

私たちは、これまでのコミュニティワークや個別支援の実践を基礎に、アウトリーチ(地域に出向いていくこと)を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。

現状

- ◎民生委員・児童委員活動や福祉委員との連携や地域住民の参加によって、住民の顔が見える小学校区や町内会・自治会等を単位とする小地域において、生活課題を発見する仕組みづくりや小地域ネットワーク活動(見守り・支援活動等)、ふれあい・いきいきサロンなどの福祉活動が展開される取り組みを進めてきた。
- ◎ホームヘルプサービスや食事サービスなどの在宅福祉サービスを先駆的に取り組み、また、日常生活自

立支援事業における生活支援員の活動など、援助を要する人の自宅を訪問し、住民に寄り添って支援するサービスを展開してきた。

課題

- ◎高齢化社会への対応が地域の中心的な福祉課題であるため、地域住民等による小地域ネットワーク活動（見守り・支援活動）などの取り組みが一人暮らし高齢者や高齢者世帯への対応が中心となり、住民がそれ以外の多様な生活課題に気づいていても、顕在化しにくい状況が見受けられる。
- ◎地域の実情に応じて配達や訪問を行う地域に密着した業種の企業や商店などに、地域の生活課題を発見する仕組みづくりの担い手として協力や参画を得ることが考えられる。
- ◎孤立、サービスや支援の拒絶、ひきこもりなど見えにくい生活課題が広がるなかで、地域に出向き住民と協働して様々な生活課題を発見し、個別支援と支援のネットワークづくりを行う福祉の専門職として地域生活支援ワーカー（仮称）、地域福祉コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカー等の常勤配置が必要である。
- ◎制度の狭間や深刻な生活課題を抱える人々への対応には、住民の見守りや支援だけでは対応が難しく、援助を必要とする人に寄り添い、継続的に訪問や同行による継続的・計画的な支援を行う有給職員（生活支援員等）が必要である。
- ◎介護保険等の在宅福祉サービスについても、民家を活用するなどして、小規模・多機能化を積極的に図り、地域住民と協働して運営し、地域の生活課題に応える新たな事業展開を図る必要がある。

4. 地域のつながりの再構築 行動宣言

私たちは、民生委員・児童委員及び社会福祉施設との連携のもと、小学校区や自治会・町内会などを単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・市民活動センター（担当）の取り組みと一体となって、ボランティア・NPO 団体、地域の各種団体との協働の取り組みをを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりを進めます。

現状

- ◎住民の福祉活動の基盤としての「地区社協」や「校区福祉委員会」等（地域福祉推進基礎組織）の設置が進んでいる。
- ◎住民福祉活動として小地域ネットワーク活動（見守り・支援等）やふれあい・いきいきサロンなどの取り組みも全国に大きく広がっている。
- ◎「地区社協」や「校区福祉委員会」、さらには、ボランティア・NPO 団体等においても、住民に身近な地域において生活課題に即した生活支援サービスを行うところも多い。

課題

- ◎住民の福祉活動の基盤としての「地区社協」や「校区福祉委員会」等（地域福祉推進基礎組織）は、半数の市区町村社協では未設置であり、設置促進を図る必要があるが、町内会・自治会の加入率が低下し、その設置が難しい状況もある。

- ◎行政が直接、コミュニティ協議会等の組織化を進め、長年にわたり地域住民が主体となって活動を行う「地区社協」や「校区福祉委員会」等との調整が必要に迫られている社協がある。
- ◎ボランティア・NPO 団体による活動が広がるなか、社協とかわり少ない団体も増えている。その一方、多様な生活課題の解決に向けては、ボランティア・NPO 団体等とも協働することが不可欠になっている。
- ◎生活課題が多様化・深刻化するなかで、住民の関心や理解を広げたり、地域のリーダーとなり得る人材を発掘又は養成することが必要である。
- ◎住民全体の地域福祉を推進するうえで、小地域を単位とする地域福祉活動計画の策定や活動財源としての共同募金の活用化などを一層強化する必要がある。

5. 行政とのパートナーシップ 行動宣言

私たちは、地域における深刻な生活課題への総合相談・生活支援、さらに日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて行政に協議や働きかけを進めます。また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定を進め、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

現状

- ◎従来より行政とのパートナーシップのもと事業や活動を展開してきた。
- ◎近年、権利擁護や成年後見制度などの体制整備やその担い手としての市民後見人の養成などが地域福祉の課題になっているが、日常生活自立支援事業の実績により、社協に対する期待は大きい。
- ◎地域福祉計画の策定にあたっては、地域福祉活動計画と一体的に策定する場合も少なくない。

課題

- ◎自治体財政の変化に伴い、社協に対する補助金・委託金は厳しい状況にある。そのため、社協活動の財源確保という点から介護保険事業を積極的に行う社協も少なくない。また、社協は民間事業者やNPO 団体等と相対化されている。
- ◎社会的孤立の防止や生活課題の解決には、地域福祉の推進が不可欠であるという認識を行政と共有し、社協が推進役として、改めて行政とパートナーシップを築き、地域福祉計画の策定などによってその基盤整備を図ることが必要である。
- ◎個人情報保護法によって、地域住民、民生委員・児童委員、福祉委員等による小地域ネットワーク活動（見守り・支援活動）などにおいて、行政との関係で対象者等の情報把握や情報共有が難しくなっている。
- ◎社協が取り組む地域福祉推進の諸活動について、評価や広報・周知が充分に行われていない状況が見受けられる。
- ◎福祉事務所など行政との連携や協働を進め、公・民の役割分担を含め、地域福祉の観点から重層的なセーフティネットの構築を図る必要がある。
- ◎権利擁護や成年後見制度利用支援については、社協だけで完結することは難しく、地域の関係者とも協議し、行政との連携のもと体制整備を図る必要がある。

「社協ボランティア・市民活動センター当面の取り組みの提案 ～私たちは一人ひとりの暮らしに寄り添い、未来のまちをともにつくる～」
(2014年3月)

内容

1. ボランティア・市民活動をめぐる状況

- (1) 多様化・深刻化・複雑化する地域課題・生活課題
- (2) 多発する災害
- (3) 多様な市民活動団体の増加
- (4) 介護保険制度の見直し、高齢者人口の増加
- (5) 社協 VC の脆弱化

2. 私たちがめざす“まち”とボランティア

- (1) 誰もが社会の一員として必要とされ、排除されないまち
- (2) 多数決ではなく、個人が尊重されるまち
- (3) 多様性を認め合えるまち
- (4) 団体同士がつながりあい、協働で課題に向き合えるまち
- (5) まちの課題に、新たなチャレンジを支援するまち
- (6) 災害があっても、誰もが生活を再生し、地域再生にも参加するまち

3. VC を通して、社協は何を実現するのか

～社協が VC を運営する意義

- (1) 地域における問題解決力の向上（地域の福祉課題・生活課題の解決）
- (2) 住民・市民参画による多様な活動の展開
- (3) 住民・市民の理解者づくり（排除しない社会づくり）
- (4) 災害時にも生きる関係者とのネットワークづくりと、関係者総出での地域立て直し
- (5) 日頃の活動を通しての制度・政策への提言

参考 4 社協 VC 及び社協の把握するボランティア数について

(1) ボランティアセンターの機能^{*}の有無 単位：上段=社協数 下段=%

ボランティアセンター機能の有無	
N = 1,324 社協	
有	1,267 95.7
無	54 4.1
NA	3 0.2

※ボランティアセンターの機能

・ボランティアに関する相談対応	・ボランティアに関する学習の機会提供・人材養成等
・ボランティアと活動先の調整（マッチング）	・ボランティア関連の保険の受付
・ボランティア団体等の運営支援（相談等）	

(社会福祉協議会活動実態調査報告書 2012 より)

(2) ボランティアの推移（把握人数）

(単位：団体、人)

調査時期	ボランティア団体数	団体所属ボランティア人数	個人ボランティア人数	ボランティア総人数	
1980(昭和55)年	4月	16,162	1,552,577	50,875	1,603,452
1984(昭和59)年	4月	24,658	2,411,588	144,020	2,555,608
1985(昭和60)年	4月	28,462	2,699,725	119,749	2,819,474
1986(昭和61)年	4月	28,636	2,728,409	147,403	2,875,812
1987(昭和62)年	4月	32,871	2,705,995	182,290	2,888,285
1988(昭和63)年	9月	43,620	3,221,253	164,542	3,385,795
1989(平成元年)	9月	46,928	3,787,802	114,138	3,901,940
1991(平成3)年	3月	48,787	4,007,768	102,862	4,110,630
1992(平成4)年	3月	53,069	4,148,941	126,682	4,275,623
1993(平成5)年	3月	56,100	4,530,032	159,349	4,689,381
1994(平成6)年	3月	60,738	4,823,261	174,235	4,997,496
1995(平成7)年	3月	63,406	4,801,118	249,987	5,051,105
1996(平成8)年	3月	69,281	5,033,045	280,501	5,313,546
1997(平成9)年	4月	79,025	5,121,169	336,742	5,457,911
1998(平成10)年	4月	83,416	5,877,770	341,149	6,218,919
1999(平成11)年	4月	90,689	6,593,967	364,504	6,958,471
2000(平成12)年	4月	95,741	6,758,381	362,569	7,120,950
2001(平成13)年	4月	97,648	6,833,719	385,428	7,219,147
2002(平成14)年	4月	101,972	7,028,923	367,694	7,396,617
2003(平成15)年	4月	118,820	7,406,247	385,365	7,791,612
2004(平成16)年	4月	123,300	7,407,379	386,588	7,793,967
2005(平成17)年	4月	123,926	7,009,543	376,085	7,385,628
2006(平成18)年	10月	123,232	7,211,061	702,593	7,913,654
2007(平成19)年	10月	146,738	7,585,348	742,322	8,327,670
2009(平成21)年	4月	170,284	6,687,611	616,478	7,304,089
2010(平成22)年	4月	173,052	7,414,791	1,104,600	8,519,391
2011(平成23)年	4月	198,796	7,495,950	1,182,846	8,678,796
2012(平成24)年	4月	205,296	6,646,619	1,220,002	7,866,621
2013(平成25)年	4月	210,936	6,542,850	1,066,637	7,609,487

全国ボランティア市民活動振興センター調べ

(平成27年3月末時点)

参考5 ボランティアに関する社協の歴史

西暦	和暦	社協の動き	その他動き(国・共同募金・災害等)
1959年	昭和34年	全社協「社会福祉のボランティア育成と活動推進のために」通知	
1962年	昭和37年	全社協「社会福祉協議会基本要項」策定	「住民主体の原則」の考え方の確立 ボランティア活動普及への架け橋
		10月 全国社会福祉大会第7専門委員会「ボランティア育成とその組織化をどのように進めるか」討議 徳島県、大分県で「善意銀行」発足	
1963年	昭和38年	全社協・中央共募「善意銀行(ボランティア・ビューロー)の運営と育成について」通知	善意銀行の趣旨、目的の普及徹底を図り、ボランティア活動の育成普及を促進 善意銀行が530カ所に
1965年	昭和40年	全社協「善意銀行代表者会議」開催	
1968年	昭和43年	全社協「ボランティア育成基本要項」策定	ボランティア活動の意義、その育成推進方策を明確化
1970年	昭和45年	4月 全国ボランティア活動推進研究会(善意銀行代表者研究会から改称)	
1971年	昭和46年	全社協「福祉教育の概念・福祉教育に関する中間答申」	善意銀行が1,200カ所に 社協のVC設置が急増 福祉教育を概念化
		全社協「市区町村社協活動強化要項策定」	ボランティアセンターとしての社協確立
1973年	昭和48年		6月 厚生省「奉仕銀行について」通知 10月 厚生省「奉仕銀行助成費について」通知 都道府県・指定都市社協を対象とした国庫補助事業開始
			ボランティア活動推進の本格化
1974年	昭和49年	全社協「ボランティア活動を推進するための当面の方針」提案	
1975年	昭和50年	4月 国庫補助「市区町村奉仕活動センター」開始	
		8月 中央ボランティアセンター設置	
1976年	昭和51年		11月 中央社会福祉審議会「社会福祉教育のあり方について」を提言
1977年	昭和52年	4月 国庫補助事業「学童・生徒のボランティア活動普及事業」開始 全国ボランティア活動振興センター設置(国庫補助開始)	4月 ボランティア保険 創設
		7月 「ボランティア情報」創刊	
1979年	昭和54年	全社協「ボランティア活動振興のための提言」	
1980年	昭和55年	全社協「ボランティアの基本理念とボランティアセンターの役割」(ボランティア基本問題研究委員会)	ボランティア活動のあり方とその推進の方向を提言
1981年	昭和56年	全社協「福祉教育の理念と実践の構造-福祉教育のあり方とその推進を考える-」	福祉教育の概念、構造、推進上の諸課題、実践モデルを提示
1982年	昭和57年		
1983年	昭和58年	全社協「学校外における福祉教育のあり方と推進」	
		第1回「福祉教育セミナー」実施	
1984年	昭和59年	全国ボランティア活動振興センター「ボランティア活動振興基金」造成	
1985年	昭和60年	4月 国庫補助事業「ボランティア事業(福祉ボランティアのまちづくり事業)」開始	
1986年	昭和61年		「ボランティア事業推進市町村協議会」結成
			5月 厚労省「ボランティア基金に対する寄付金に係る税制上の優遇措置の拡大及びボランティア基金の積極的造成について」通知 法人税の指定寄付金制度において「ボランティア基金」(「社会福祉事業に係る民間奉仕活動に必要な基金」)が加えられた
1987年	昭和62年	全社協「住民参加型在宅福祉サービスの展望と課題」	
1989年	昭和64年	6月 第1回全国ボランティア大会開催(東京都)	3月 福祉関係三審議会合同企画部会「今後の社会福祉のあり方について」意見具申
	平成元年		

西暦	和暦	社協の動き	その他動き(国・共同募金・災害等)
1990年	平成2年	2月 「住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会」発足	1月 中央社会福祉審議会地域福祉専門部会「地域における民間活動の推進について-社会福祉協議会・共同募金に係る制度改正について」 6月 福祉関係8法改正
1991年	平成3年	4月 国庫補助事業「ふれあいまちづくり事業」開始	
		7月 全社協「全国ボランティア活動推進委員会」発足(42団体)	
1992年	平成4年	10月 第1回全国ボランティアフェスティバル開催(兵庫県)	
1993年	平成5年	5月 全社協「ボランティア活動推進7カ年プラン構想」策定	福祉活動参加推進を受け、広く、社会的にボランティア活動を振興するために、20世紀中に達成すべき目標、課題、戦略を明確化
			4月 厚生省「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」(福祉活動参加指針)告示
1994年	平成6年	6月 「広がれボランティアの輪」連絡会議設立(43団体)	7月 中央社会福祉審議会地域福祉専門分科会「ボランティア活動の中長期的な振興方策について」意見具申
		「ボランティアコーディネーター、アドバイザー養成研修プログラム研究委員会」設置	
1995年	平成7年		全国の都道府県・市区町村社協とのネットワークによる被災救援ボランティア活動推進を、特にブロック単位の拠点を定めて組織的に実施
			ボランティア活動の意義の再確認⇒活動の新たな広がり
			10月 日本福祉教育・ボランティア学習学会創設
1996年	平成8年	全社協「全国ボランティア活動実態調査報告書」 全社協「社会福祉関係災害対策要綱」「社協・ボランティア関係分野マニュアル」	1月 阪神・淡路大震災
1998年	平成10年		2月 文部省「兵庫県南部地震に伴う学生のボランティア活動について」
2000年	平成12年		12月 「特定非営利活動促進法」(NPO法)施行 4月 介護保険制度スタート 6月 社会福祉法施行 共同募金「災害準備金制度」(大規模災害に備えた準備金制度)創設
2001年	平成13年	8月 全社協「第2次ボランティア・市民活動推進5カ年プラン」	
		全社協「社協ボランティア・市民活動センター強化・発展の指針」	
2004年	平成16年		ボランティア国際年(IVV)
2005年	平成17年	全社協「社協における福祉教育推進検討委員会報告」	10月 新潟県中越地震
2007年	平成19年	全社協「全国ボランティア活動実態調査報告書」	1月 中央共同募金「災害ボランティア・市民活動支援に関する検証プロジェクト会議」 3月 能登半島地震 中央共同募金会「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」(「災害ボランティア・市民活動支援に関する検証プロジェクト会議」改称)
		全社協「福祉教育の展開と地域福祉活動の推進」	
2008年	平成20年	3月 全社協「社会福祉協議会における第3次ボランティア・市民活動推進5カ年プラン」策定	3月 これからの地域福祉あり方研究会「地域における『新たな支え合い』を求めて～住民と行政の協働による新しい福祉」提言
		全社協「学校・社協・地域がつながる福祉教育の展開を目指して」	
2010年	平成22年	「全国ボランティア活動実態調査報告書」	
2011年	平成23年	東日本大震災による災害ボランティアセンター196カ所設置 3月 被災地の社協へ社協職員を全国派遣を実施	災害ボランティアセンター設置・運営支援や生活福祉資金貸付業務を実施(平成23年度 延べ35,000人) 3月 東日本大震災

市区町村社会福祉協議会
ボランティア・市民活動センター

強化方策 2015

平成 27 年 8 月
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国ボランティア・市民活動振興センター

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-4656 FAX 03-3581-7858
E-mail vc00000@shakyo.or.jp